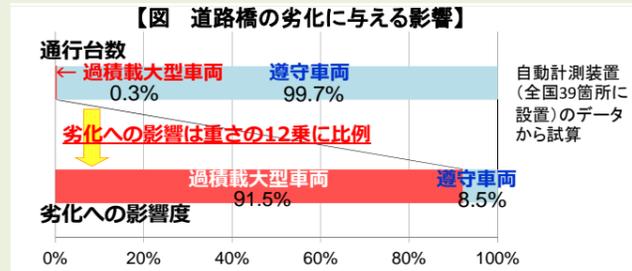


道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

背景

- 0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。 ※車両総重量20tを超える違反車両
 → 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当
- 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1) バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

- ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和 【H26年度中に実施】

H27年3月31日 関係省令公布

(2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

- ・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】

H27年3月31日 関係省令公布

(3) 許可までの期間の短縮

- ①主要道路情報のデータベース化を促進【継続して実施】
- ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進【継続して実施】

③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施

【H26年度から実施】※H26年10月27日より実施

④通行許可に係る審査体制の集約化【H27年度から段階的実施に向けて準備】

H27年4月1日より段階的実施

(4) 適正に利用する者の許可の簡素化

- ①違反実績のない者に対して許可期間(現行2年)の延長
【H27年度実施に向けて準備】
- ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用
【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- ①自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
- ②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施【継続して実施】

(2) 違反者に対する指導等の強化

- ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施(措置命令4回又は是正指導5回で告発)【H25年度から実施】
- ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施【H26年度から実施】※H27年2月23日より実施
- ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施【H26年度から実施】
H26年5月30日より実施

(3) 関係機関との連携体制の構築

- ①国土交通省(道路局及び自動車局)、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施【H25年度から実施】
- ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示【H26年度から実施】
- ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。【H26年度から実施】 H27年3月1日より前段を実施

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止



平成27年3月31日

道路局

自動車局

車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する 関係省令等の整備について ～道路の適正な利用者に対して通行許可基準を緩和します～

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい大型車両の通行の適正化を図っていくことが重要です。

国等が実施した実験結果によると、軸重 20 トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重 10 トン車の約 4,000 台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか 0.3% でしかありませんが、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしており、これらに対応するため、悪質な違反者に対する厳罰化等の措置を講じてきているところです。

一方で、大部分を占める道路の適正な利用者に対しては、物流の効率化や国際競争力の確保の観点から、

- ①国内コンテナ等のセミトレーラの駆動軸重の制限を 10 トンから 11.5 トンに緩和
- ②45 フィートコンテナ等の輸送における車両長の許可基準を見直し、その制限を延長等の措置を講じる「道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令」を本日（3月31日）公布するとともに、その他所要の改正を行いましたので、お知らせします（別添参照）。

なお、本年1月16日から2月14日まで実施しましたパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

<問い合わせ先>

【車両の通行許可の手続、通達案 関係】

道路局 道路交通管理課車両通行対策室 課長補佐 矢野、北澗

代表：03-5253-8111（内線 37436、37432）直通：03-5253-8482 FAX：03-5253-1617

【道路運送車両の保安基準等関係】

自動車局 技術政策課 課長補佐 池田、係長 川俣

代表：03-5253-8111（内線 42259、42214）直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

【道路法手続省令案 関係】

道路局 路政課 係長 酒井

代表：03-5253-8111（内線 37334）直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する 関係省令等の整備について

I. 背景

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい大型車両の通行の適正化を図っていくことが重要です。

これまで悪質な違反者に対する厳罰化等の措置を講じてきているところですが、一方で、大部分を占める道路の適正な利用者に対しては、物流の効率化や国際競争力の確保の観点から、許可基準の見直し等の措置を講じるため、今般、必要となる関係省令等の整備を行うこととします。

II. 改正概要

(1) バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車に限り許可していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車（2軸トラクタに限る。）すべてに適用し許可基準を統一することとし、次のとおり規定します。

① 「車両の通行の許可の手續等を定める省令」（昭和36年建設省令第28号。以下「手續等省令」という。）の一部改正

道路法（昭和27年法律第180号）第47条の3第4項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、バン型等のセミトレーラ連結車（特例8車種）の駆動軸重の上限を10トンから11.5トンに引き上げる。（手續等省令第7条第2号ロ及びニ関係）

② 「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」の一部改正

「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」（平成10年3月31日付け建設省道交発第39号、道企発第22号建設省道路局道路交通管理課長、企画課長通達）において、海上コンテナ用セミトレーラ連結車に限り適用していた許可の取扱いを、バン型等のセミトレーラ連結車にもその適用を拡大する。

※ ただし、バン型等のセミトレーラ用2軸トラクタの後軸重に関する試験及び判定方法に適合した車両に限る。

③ 「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」と

いう。)、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等の一部改正

今般、バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一の対象とされるもののうち、告示に定める構造要件を満足するバン型等のセミトレーラについては、車両総重量の上限値を36トンに引き上げ、また、告示に定める構造要件を満足するトラクタについては、軸重(駆動軸重)の上限値を11.5トンに引き上げる。

④「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号。以下「認定要領」という。)の一部改正

バン型等のセミトレーラ連結車の車両総重量及び国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重について、③の改正により、基準緩和が不要となることに伴い、所要の改正を行う。

(2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

45フィートコンテナを積載する車両を始めとするバン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を見直しすることとし、次のとおり規定します。

①「手続等省令」の一部改正

道路法第47条の3第4項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、セミトレーラ連結車の車両長の上限を17メートルを超える車両であっても条件に応じて最大18メートルに引き上げる。(手続等省令第7条第4号口関係)

②「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」等の一部改正

「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」(平成6年9月8日付け建設省道交発第70号建設省道路局道路交通管理課長通達)及び「特殊車両通行許可限度算定要領について」(昭和53年12月1日付け建設省道交発第99号・道企発第57号建設省道路局道路交通管理課長通達、道路局企画課長通達)等において、セミトレーラ連結車の長さに係る許可の取扱いを17メートルを超える車両であっても条件に応じて最大18メートルに引き上げる。

※ ただし、申請経路における交差点の交差角が概ね90°以下(一般的な十字路や丁字路)かつ、車両のリアオーバーハングが3.8~4.2m(3.2~3.8mの場合は全長17.5mまで)の車両を対象とする。

③保安基準、細目告示等の一部改正

①の対象とされるセミトレーラについて、長さの上限値を13メートルに引き上げる。

※ ただし、長さの基準を満たす車両であっても、②の対象でない場合は、道路通行許可を受けることができない場合がある。

Ⅲ. 今後のスケジュール

改正・公布：平成27年3月31日

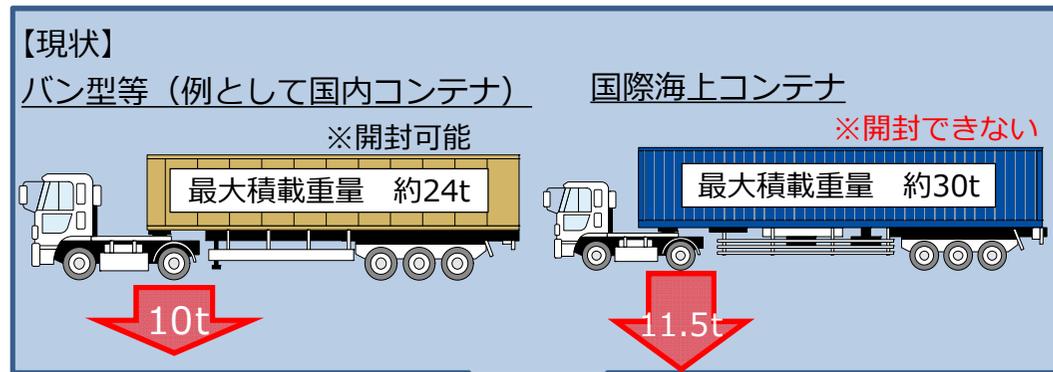
施行：（（1）③・④、（2）③について）平成27年5月1日

（（1）①・②、（2）①・②について）平成27年6月1日

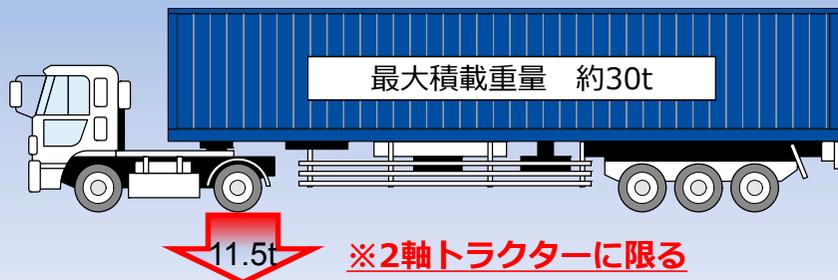
バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

- 国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5 t 【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
- ※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

■ 駆動軸重の緩和

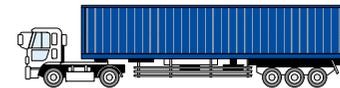


【緩和後】 国際海上コンテナ輸送車両に限らず駆動軸重11.5tに緩和

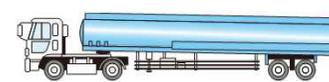


■ 緩和対象車両（特例8車種）

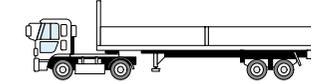
・バン型セミトレーラ



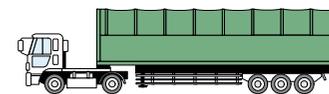
・タンク型セミトレーラ



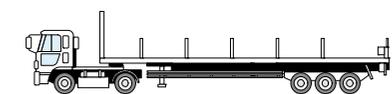
・あおり型セミトレーラ



・幌枠型セミトレーラ



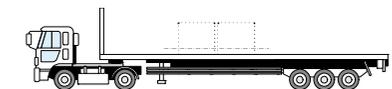
・スタンション型セミトレーラ



・コンテナ用セミトレーラ



・船底型セミトレーラ



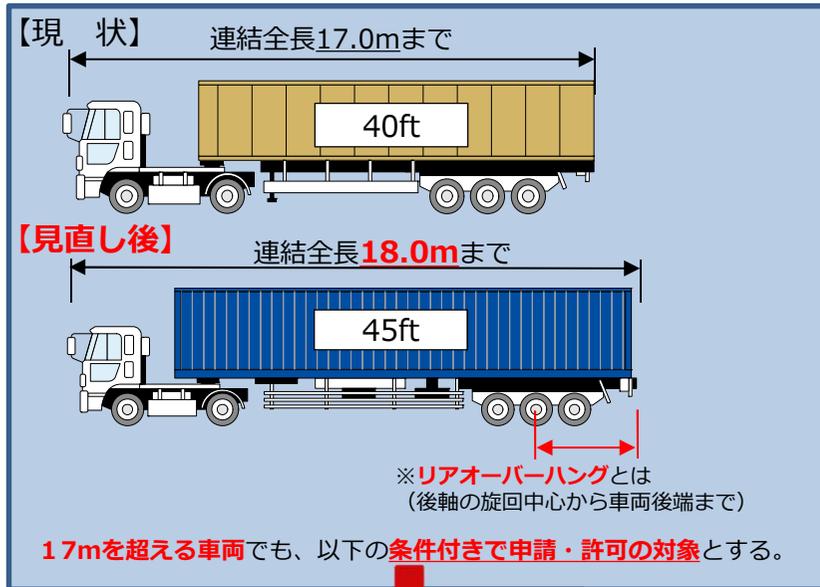
・自動車運搬用セミトレーラ



45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ (+約1.5m) の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ連結車 (特例8車種) の車両長の制限を緩和 (17m→18m) ※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

■ 全長の緩和 (海上コンテナ輸送車両の例)



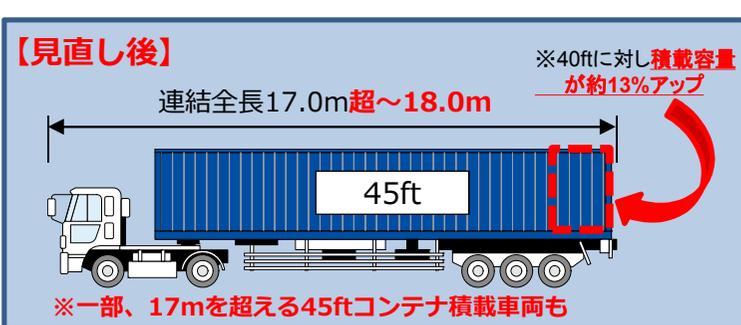
■ 審査条件の緩和

※特殊車両通行許可限度算定要領より

現状	【車両分類 I -1】	【車両分類 0 -1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かつ	

- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※ 3.2 m ≤ L ≤ 4.2m
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※ 3.8 m ≤ L ≤ 4.2m

■ 効果 (海上コンテナ輸送車両の例)



■ 緩和対象車両 (特例8車種)

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

- ・バン型セミトレーラ
- ・幌枠型セミトレーラ
- ・自動車運搬用セミトレーラ
- ・スタンション型セミトレーラ
- ・タンク型セミトレーラ
- ・コンテナ用セミトレーラ
- ・あおり型セミトレーラ
- ・船底型セミトレーラ

平成27年6月3日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
東日本高速道路株式会社関東支社

道路法第47条第2項違反者（重量超過車両）の告発について

～ 新たな実施方針に基づいた、東日本高速道路(株)初の告発事案 ～

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（神奈川県横浜市西区、理事長：勢山廣直）（以下、「高速道路機構」という。）と東日本高速道路(株)（以下、「NEXCO東日本」という。）関東支社（埼玉県さいたま市大宮区、支社長：横山正則）は、本日下記のとおり連名で千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊に告発を行いましたので、お知らせします。

平成27年4月14日に、東関東自動車道下り線宮野木本線料金所（千葉県千葉市花見川区）において、道路法第47条第2項に違反して、大型トレーラーを通行させた運転手を同法第104条第1号、その雇用主である重機運輸機工有限会社（千葉県浦安市、代表者：中川孝則）を同法第107条に該当するものとして、千葉県警察に告発しました。

今回の違反は、車両制限令で定められた一般的制限値25トンを大きく超過する車両総重量82.05トンで大型トレーラーを通行させていたことから、極めて悪質な違反であると考えております。
※違反概要については別添参照。

また、今回告発した運送会社は、これまでも道路法違反が多く確認されていたため、高速道路機構及びNEXCO東日本では、再三にわたり改善指導を行ってきましたが、改善がみられず、違反行為が行われていたものです。

これまでは、違反で重大交通事故を発生させた者や指導にも係わらず違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発をしてきましたが、今年1月に国土交通省から、車両総重量が基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発を行う実施方針が打ち出されたことに伴い、高速道路機構及びNEXCO東日本を含む高速道路6会社においては、この方針に基づき、高速道路における悪質違反者への厳罰化を図っているところです。

本件は、この方針に基づき告発を行う最初の適用事案になります。

高速道路機構及びNEXCO東日本は、今後とも関係機関と連携を図り、道路法違反車両に対しては厳正に行政措置を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えています。

以 上

お問い合わせ先

【報道関係者専用】

（独）日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課 TEL045-228-5962

NEXCO東日本関東支社広報課 TEL048-631-0222

（受付／平日9:00～17:25）

本資料については、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、千葉県政記者クラブにお配りしています

1、違反日時 平成27年4月14日(火) 11時43分

2、違反場所 東関東自動車道下り線宮野木本線料金所



3、違反内容

	車両総重量	車幅
①当該車両の実測値	82.05t	3.19m
②車両制限令の一般的制限値	25.00t	2.50m
③超過値【①-②】	57.05t	0.69m

4、状況写真



道路法第 47 条第 2 項違反者(重量超過車両)の告発について

～ 新たな実施方針に基づいた、NEXCO 西日本初の告発事案 ～

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(神奈川県横浜市、理事長:勢山廣直)(以下、「高速道路機構」という。)と NEXCO 西日本関西支社(大阪府茨木市、支社長:村尾光弘)は、本日、下記のとおり連名で兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊に告発を行いましたのでお知らせします。

平成 27 年 4 月 14 日に、第二神明道路上り線明石西本線料金所(兵庫県明石市魚住町清水)において、道路法第 47 条第 2 項に違反して、大型トレーラーを通行させた運転手を同法第 104 条第 1 号、その雇用主である運送事業者を同法第 107 条に該当するものとして、兵庫県警察本部交通部高速道路交通警察隊に告発しました。

今回の違反は、車両制限令で定められた一般的制限値 25 トンを大きく超過する車両総重量 53.35 トンで大型トレーラーを通行させていたことから、極めて悪質であると考えております。

※違反概要については別添参照。

これまでは、違反で重大交通事故を発生させた者や指導にも係わらず違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発をしてきましたが、今年 1 月に国土交通省から、車両総重量が基準の 2 倍以上の重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発を行う実施方針が打ち出されたことに伴い、高速道路機構及び NEXCO 西日本を含む高速道路 6 会社においては、この方針に基づき、高速道路における悪質違反者への厳罰化を図っているところです。本件は、この方針に基づき告発を行う最初の適用事案になります。

高速道路機構及び NEXCO 西日本は、今後とも関係機関と連携を図り、道路法違反車両に対しては厳正に行政措置を行い、安全で円滑な交通の確保に努めてまいりたいと考えています。

以上

お問い合わせ先 (マスコミ専用)	この件に関するお問い合わせは、 (独)日本高速道路保有・債務返済機構 総務部管理課 TEL:045-228-5962 NEXCO(ネクスコ)西日本 関西支社広報課 奥山、脇森 TEL:06-6344-9376(マスコミ専用) 本資料については、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、近畿建設記者クラブ、兵庫県政記者クラブにお配りしています。
---------------------	--

車両制限令違反の概要

- 1. 違反日時 平成27年4月14日(火) 23時40分頃
- 2. 違反場所 第二神明道路 上り線 明石西本線料金所



3. 違反内容

	車両総重量	車幅	車長
①当該車両の実測値	53.35t	2.99m	14.60m
②車両制限令の一般的制限値	25.00t	2.50m	12.00m
③超過値【①－②】	28.35t	0.49m	2.60m

3. (1) これまでの取り組み
第1回、第2回会議概要等

第1回大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会 会議概要

日時：平成27年1月27日（火）

15:00～16:30

○全国の整備局初の取組みとして、大型車両の適正走行に向け民間企業団体や関係行政機関がパートナーとなり、連携した取組みや検討を継続的に実施していく「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日設立。

○会議では、大型車を取り巻く課題等について様々な意見がありました。

【主な意見】

- ・一部の事業者や企業等に特車制度を、より浸透していく必要があることや、各組織で説明会等の取組みが進められているものの、単独組織の取組みに限界があり、連携した広報が必要であること。
- ・違反を繰り返す常習者には取締りを徹底する必要があること。
- ・取組みの効果を検証しつつ、改善を図っていく必要であること。
- ・特車審査システムや申請方法の簡素化などの制度運用の改善など、申請許可の迅速化等として、道路管理者側の改善の意見もあり。

○今後の連絡協議会で取組む戦略として、以下を確認しました。

- ・特車制度をまずは認知頂き、理解して頂くため官民連携した広報展開と、官民連携した指導取締りを取組むことを確認しました。
- ・当面の行動として春頃実施する官民連携の広報と取締りについて、3月中旬予定の第2回連絡協議会で議論することとなりました。
- ・また、こうした取組みの効果を検証しながら、来年度以降も継続的に取組んでいくことを確認しました。
- ・さらに、各機関による独自の取組みも、この連絡協議会で情報共有し、連絡協議会の取組みに活用していくことも確認されました。

国土交通省 中部地方整備局 道路部

(事務局；交通対策課 TEL 052-953-8178)

第2回大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会 会議概要

平成27年3月16日

○「第2回 大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を、平成27年3月16日に開催し、各機関のこれまでの取り組みを情報共有し、今後、中部地域連絡協議会として実施する、官民連携の具体的な取り組みについて、以下を確認しました。

○春の全国交通安全運動がある5月頃に、連絡協議会の活動のキックオフとして、愛知・岐阜・三重県の各県1箇所、広報活動と特殊車両現地取締りを同時に実施していくことを確認しました。

(詳細は今後調整した後、4月頃記者発表を予定)

(資料2ページ参照)

○連絡協議会の本格的な取り組みは夏頃に行うこととし、具体的な内容を、次回、第3回協議会(6月頃)に議論することとなりました。

(資料3ページ参照)

○併せて、連絡協議会の年間の取り組みとして、5月、夏頃、年末頃、と継続して実施していく方針を確認しました。

(資料3ページ参照)

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」設立趣意

1. 設立趣旨

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされている。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっている。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上傷めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要がある。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用が開始されることとなった。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要であるとの認識のもと、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、平成27年1月27日に「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」が設立された。

2. 方針

1) ステップ1

- ・連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
- ・情報及び課題共有、適正化に向けた広報戦略の検討

2) ステップ2

- ・適正化に向けた連携した広報の実施
- ・連携した違反車両の取り締まり実施

3) ステップ3

- ・連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
- ・国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、従来とは異なる手法も取り入れながら広報活動を中心とした取り組みを展開するため、大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、座長を置く。

3. 座長は、中部地方整備局 道路情報管理官が努め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報(課題含む)の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年1月27日から施行する。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会委員 名簿

(順不同・敬称略)

○関係企業団体

- ・ 東海商工会議所連合会（名古屋商工会議所）
企画振興部 地域・都市整備グループ長
- ・ 一般社団法人 中部経済連合会 社会基盤部長
- ・ 一般社団法人 愛知県トラック協会 専務理事
- ・ 一般社団法人 岐阜県トラック協会 専務理事
- ・ 一般社団法人 三重県トラック協会 専務理事

○公安委員会

- ・ 愛知県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 岐阜県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 三重県警察本部 交通部 交通指導課長

○道路管理者及び関係行政機関

- ・ 国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路情報管理官（座長）
- ・ 国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課長
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課長
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 首席自動車監査官
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課長
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部 技術課長
- ・ 愛知県 建設部 道路維持課長
- ・ 岐阜県 県土整備部 道路維持課長
- ・ 三重県 県土整備部 参事兼道路管理課長
- ・ 名古屋市 緑政土木局 路政部 道路管理課長
- ・ 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部
企画統括チーム チームリーダー
- ・ 名古屋高速道路公社 交通管理部 交通管理課長

2015. 1. 27 施行

2015. 3. 16 改正

2015. 6. 12 改正

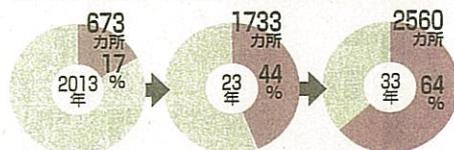
橋守れ 中部地整 取り締まり強化

悪質過重車は即時告発

幹線道路を行き交うトレーラーなどの大型車。「ものつくりの中部」を支える物流の要だが、乗用車の十倍以上にもなる重量が道路や橋などに日々与えるダメージは大きい。米國では劣化した橋が崩落して死傷事故も起きており、国内も今後十年で築五十年を超す橋が約半数に急増する。こじつけた事態を受け、国土交通省中部地方整備局は十二日から、悪質な重量違反車の即時告発などを取り締まりを強化する。(杉藤貴浩)

愛知県大府市の国道23号。自動車産業の中心である同県西三河地方と名古屋港周辺、三重県四日市市などをつなぐ。中部地整による国試算では車の両輪にかかる重量(軸重)が二十トンの車が一般的な道路の橋を一回走行した際、与えるダメージは軸重十トンの車の四千回にも相当する。地整の担当者は「中部各地を結ぶ幹線道路はものつくりの大動脈。老朽化で事故や突然の通行止めなどが起れば影響は計り知れない」と話す。

中部地方整備局管内で築50年以上経過した橋の割合



※管内は愛知、岐阜、三重、静岡県と長野県南部。橋の長さ2m以上



国道23号を通行する多くの大型車。愛知県大府市で

り、基準の二倍以上となるような悪質な違反は道路法違反で警察に即時告発する。「一発レッドカード」を導

道路インフラの老朽化。国内の道路や橋の多くは昭和の高度成長期に建設された。2007年には築41年の国道23号木曾川大橋(三重県木曾町)で鋼材の破断が見つかり、緊急補修工事による通行規制で連日大渋滞が発生した。12年に死者9人を出した中央道笹子トンネル事故も老朽化が一因だった。米國では日本に先行してインフラの老朽化が進んでおり、07年

現在、大型車は通行する前に日時やルート、重量などを行政側に申請することが義務づけられ、物流業者などが許可を取得するの二十日程度かかっている。これを行政側が道路の幅員情報などのデータベース化を進めることで審査を簡略化し、最短四日程度で許可が出るようになる。

中部地整は先月、全国の地整で初めて、大型車の通行適正化に向けた協議会をつくり、各県や警察、経路団体などで取り締まり強化や啓発に取り組むことを確認した。協議会に入る愛知県トラック協会の上野智也支援事業部長は「通行許可もとりやすに過重量で走らせる一部の業者が、「仕事が早い」と受注を稼ぐ場合もある。取り締まりの強化

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を拘束、大型車の通行の多い中部から取り締まり強化は大きい」と話している。

編集日誌

○:35面で、あまりなじみのない中部地整のニュースを大きく扱いました。大型車の過重積載と、道路や橋の老朽化。一般には関係が薄いと思われがち。一面者の因果関係は、社会の想像力を喚起するのが狙いです。

中日	朝日	読売	毎日	日経	産経
建通	建設通信	日経産業	日経流通	日刊工業	日刊自動車
赤旗	名タイ				
page(35)	1	2	3	4	5 6
25年 2月22日(日)	(朝)	夕			

(愛知県版)

中日	朝日	読売	毎日	日経	産経
建通	建設通信	日経産業	日経流通	日刊工業	日刊自動車
赤旗	名タイ				
page(34)	1	2	3	4	5 6
25年 2月22日(日)	(朝)	夕			

ルールを守った大型車両の通行をお願いします。

～『物流』は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が『物流』を支えます。～

2トンの違反で9倍の影響に

一般の大型車

違法な重量超過車

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トンの超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載ることになり、橋梁が傷む原因になります。

POINT 車検証の車両総重量が40トンの場合、20トンを超えると特殊車両通行許可が必要です。

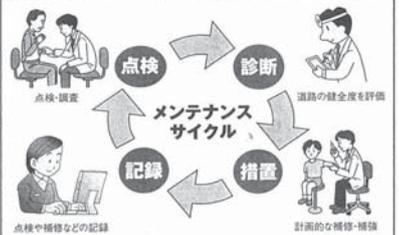
車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。

レッドカード!

悪質な重量超過車は即時告発

特殊車両通行許可制度について詳しくは、
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

道路の老朽化対策を実施中!



道路を安心して利用して頂くため、橋などの定期的な点検や補修工事を行っています。

点検や補修工事に伴う通行規制に、ご理解とご協力をお願いします。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

協議会構成員
東海商工会議所連合会、中部経済連合会、愛知県トラック協会、岐阜県トラック協会、三重県トラック協会、愛知県警察、岐阜県警察、三重県警察、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋高速道路公社、国土交通省 中部地方整備局、中部運輸局、中日本高速道路(株)

事務局：国土交通省 中部地方整備局 TEL 052-953-8166
<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/>

平成27年3月5日(木)、4月6日(月) 物流ニッポン 2面

ルールを守った大型車両の通行をお願いします。

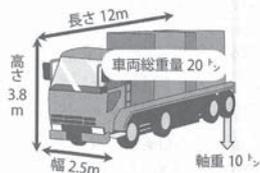
～『物流』は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が『物流』を支えます。～

大型車の通行には許可が必要です!

一般的制限値のどれか1つでも超える車両は、道路管理者の「特殊車両通行許可」が必要です。

POINT 許可申請は、主に車両を通行させようとする運送事業者や荷主企業の方が行います。

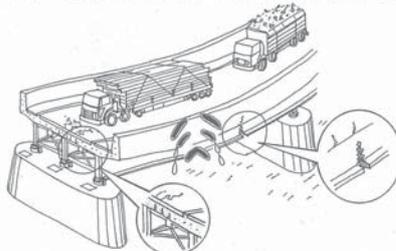
一般的制限値の例 ※通行する道路や車種によって制限値が異なります。



※車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。

【例】車検証の「車両総重量」が40トンの場合、通行するときの車両総重量が一般的制限値を超えていると、特殊通行許可が必要です。
■特殊車両制度について詳しくは、<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

一部の違法な重量超過車が道路を短命に!



レッドカード!

悪質な重量超過者は 即時告発

※即時告発(レッドカード)対象例：
基準の2倍以上の車両総重量で走行する悪質な違反車両を、現地取締りで確認した場合。(特殊車両許可がない場合)

POINT 道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針

国土交通省では、通行許可基準の見直しや手続きの『改善』と違反取締りや違反者への指導等の『強化』との両輪で大型車両の通行の適正化を進めます。

- 【改善】
- 通行許可基準の緩和(予定)
例)バン型等のセミトレーラーの駆動軸重を、国際海上コンテナ同等の11.5トンに緩和
 - 許可までの期間短縮
例)通行許可オンライン申請の改良や主要道路情報のデータ化促進
 - 適正な利用者の許可の簡素化(予定) など
- 【強化】
- 違反通行する大型車両の取締りの徹底
 - 違反者に対する指導等の強化
例)違反者に対する道路管理者の立入検査(予定)
 - 違反通行を行った運送事業者等への是正指導 など

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

協議会構成員(順不同)
東海商工会議所連合会、中部経済連合会、愛知県トラック協会、岐阜県トラック協会、三重県トラック協会、愛知県警察、岐阜県警察、三重県警察、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋高速道路公社、国土交通省 中部地方整備局、中部運輸局、中日本高速道路(株)

事務局：国土交通省 中部地方整備局
TEL 052-953-8166
<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/>

② 官民連携した広報PR & 取締り【愛知県版】

- ◆イベント名称: 官民連携した大型車通行適正化広報PR & 取締り活動【愛知県】
- ◆開催日時: 平成27年5月21日(木) 13:00~16:00
- ◆主催団体: 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
- ◆開催場所: 国道1号 道の駅「藤川宿」(広報PR)、特車取締り基地(取締り活動)

広報PR活動



活動状況



チラシ配布

取締り活動



重量、寸法(幅)測定状況



聴き取り調査

活動結果報告

- 広報活動
 - 国道1号 道の駅「藤川宿」にて、協議会メンバーで大型車通行適正化に向けたPRチラシを一般ドライバー、大型車ドライバーに配布しました。
 - 配布部数190枚
- 取締り活動
 - PR活動終了後、特車取締り基地に移動し、取締り活動を確認しました。
 - 取締り実績
 - 計測5台
 - うち警告書交付4台
- 活動参加メンバー
 - 東海商工会議所連合会、(一社)愛知県トラック協会、愛知県警、愛知県、名古屋市、中日本高速道路(株)、名古屋高速道路公社、中部運輸局、中部地方整備局 交通対策課、名古屋国道事務所
 - 合計15名

② 官民連携した広報PR & 取締り活動【三重県版】

- ◆イベント名称: 官民連携した大型車通行適正化広報PR & 取締り活動【三重県】
- ◆開催日時: 平成27年5月25日(月) 13:00~16:00
- ◆主催団体: 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
- ◆開催場所: 国道25号 道の駅「いが」(広報PR)、特車取締り基地(取締り活動)

広報PR活動



チラシ配布



チラシ配布

取締り活動



取締り概要説明



重量測定状況

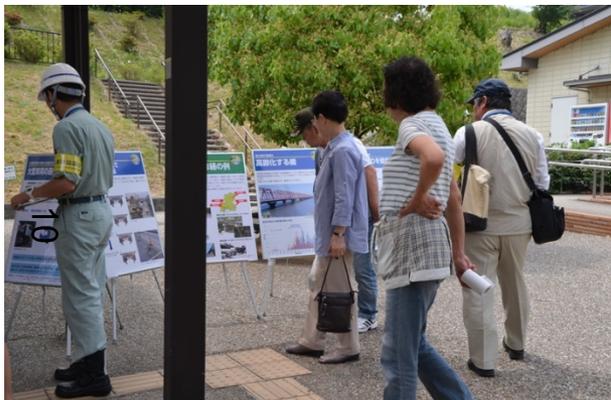
活動結果報告

- 広報活動
 - 国道25号 道の駅「いが」にて、協議会メンバーで大型車通行適正化に向けたPRチラシを一般ドライバー、大型車ドライバーに配布しました。
 - 配布部数130枚
- 取締り活動
 - PR活動終了後、特車取締り基地に移動し、取締り活動を確認しました。
 - 取締り実績
 - 計測5台
 - うち警告書交付5台
- 活動参加メンバー
 - (一社)三重県トラック協会、三重県警、三重県、中部運輸局、中部地方整備局 交通対策課、北勢国道事務所
 - 合計17名

② 官民連携した広報PR & 取締り活動【岐阜県版】

- ◆イベント名称: 官民連携した大型車通行適正化広報PR & 取締り活動【岐阜県】
- ◆開催日時: 平成27年5月29日(金) 13:00~16:00
- ◆主催団体: 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会
- ◆開催場所: 国道21号 道の駅「志野・織部」(広報PR)、国道19号 特車取締り基地(取締り活動)

広報PR活動



大型車通行適正化に関するパネル



チラシ配布

取締り活動



許可証の提示を求める



寸法(高さ)測定

活動結果報告

- 広報活動
 - 国道19号 道の駅「志野・織部」にて、協議会メンバーで大型車通行適正化に向けたPRチラシを一般ドライバー、大型車ドライバーに配布しました。
 - 配布部数80枚
- 取締り活動
 - PR活動終了後、特車取締り基地に移動し、取締り活動を確認しました。
 - 取締り実績
計測6台
うち警告書交付3台
- 活動参加メンバー
岐阜県警、岐阜県、中部運輸局、中部地方整備局 交通対策課、多治見砂防国道事務所、岐阜国道事務所、高山国道事務所 合計12名

2015.5.25 物流ニッポン HPに掲載



中部地方整備局は21日、愛知県岡崎市の道の駅「藤川宿」で、大型車両の通行適正化を呼び掛ける啓発活動を行った。近辺の国道1号沿いでは、重量超過車両の取り締まりを実施。道路や老朽化した橋りょうへの影響を訴える活動としては、全国の地整局で初という。

中部地整局では1月、地元経済団体をはじめ、中部運輸局や愛知、岐阜、三重の各県トラック協会、警察本部、道路管理部、中日本高速道路（宮池克人社長兼CEO＝最高経営責任者、名古屋市中区）などと大型車両通行適正化に向けた中部地域連絡協議会を発足させた。

トラック業界や荷主に対し、基準の2倍以上の重量超過をした悪質違反者には、告発（レッドカード）に加え、道路法102条で100万円以下の罰金を科し、厳罰化を促進。一方、3月末に公布されたトレーラの軸重と車両長制限の緩和など、2014年10月から大型車両が通行できる道路の範囲拡大と適正利用者の許可簡素化のインセンティブが与えられたことなどを広報した。

中部地整局道路部交通対策課の清水浩課長補佐は「大型車の通行適正化については、いまだに知らない人が多い。今回は春の交通安全県民運動が終わった直後で、活動には最適な時期だった。今後も各団体と共に大型車が道路へ与える影響や重量超過への指導・警告などについて、周知していきたい」と話した。

同様の活動は三重、岐阜の両県でも計画。8月以降に予定する協議会の本格的な取り組みに向け、より多くの人に理解を求めていく。（梅本誠治）

【写真＝チラシを配り、重量超過への指導・警告などを周知】

放送日：平成27年5月29日（金）18：15～

放送局：岐阜放送 Station!

（放送時間 18：15～ 1分20秒程度）



岐阜・愛知・三重の三県で大型車両の通行適正化に向けた取り組みが始まり、今日土岐市で広報活動と取締が行われました。



官民連携で参加者集合

この活動は、トレーラーなどの大型特殊車両の通行ルールや大型車が橋梁に与える影響を知ってもらおうと中部地方整備局が全国の地方整備局で初めて官民連携で行ったものです。

そのうち、今日土岐市で行われた活動では、中部地方整備局や運輸局の職員、県の担当者、警察官ら合わせて24人が参加しました。



チラシを配布して呼びかけ

初めに、土岐市泉北山町の道の駅「志野・織部」で職員らがチラシを配布し、過積載の違反車両が道路や橋を壊す要因の一つであること等と呼びかけました。



国道19号にて計測

その後、国道19号線で大型の特別車両の取締が行われ、トレーラーの高さや長さ、総重量を計り、運転手らに大型車両を運転するときのルールを呼びかけていました。

3. (2) これからの取り組み方針について ～年間活動の方針～

大型車両の適正化に向け、連絡協議会で継続的にかつ連携しながら、広報・啓発活動等に取り組んでいくため、各関係者が保有するノウハウや情報など意見交換する場を共有しつつ、連携した動きを高めていく。

時期	タイミング		連絡協議会	連絡協議会 広報等の活動方針			備考	
	大型車適正化施策	全国的な行動 交通安全運動、道路月間など		I 街頭PR 広報PRキャンペーン(特車取締りと合同)	II 講習会等 講習会、研修会の活用等	III 広報媒体活用 協議会HP ポスター掲示 新聞広報等		
H26年度	1月		第1回(1/27)				立ち上げ期	
	2月	基準2倍 即レッドカード						
	3月	違反者へ 報告・立入		第2回(3/16)	春の具体的な取組みを調整 ○(新聞広報)			記者発表
H27年度	4月	セミレ 軸重緩和					5月取組みの 記者発表	キックオフ
	5月		春の交通安全運動(5/11～5/20)		○			
	6月			第3回(6/12)	第3回協議会で夏の具体的な取組みを検討			
	7月	違反実績 の延長						夏の取組みの 記者発表
	8月		道路ふれあい月間(8/1～8/31) 道の日(8/10)					本格 スタート
	9月		秋の交通安全運動(9/21～9/30予定)		○	○	○	
	10月	【H27年度実施に向けて準備】 違反実績のない者に対して許可期間(現行2年) 【H28年度実施に向けて準備】 ITS技術を活用した 通行経路把握による通行許可の運用						
	11月			(第4回)	第4回協議会で年末の具体的な取組みを検討			
	12月		年末の物流量増加時期への取組					
	1月		年間活動の総括と次年度計画への 反映(PDCA)	(第5回)	第5回協議会で春の具体的な取組みを検討			春の取組みの 記者発表
2月								
3月								
H28年度	4月以降		春の交通安全運動(4/6～4/15予定)	(第6回～)				

3. (3) 夏頃実施する取り組みについて

各機関のこれまでの取り組み状況と連携提案を集約。(別紙資料参照)

No.	担当部所	活動名称	参加団体名
①	提案集約	各種講習会や研修会を活用した、適正化に関する広報資料配付や講習会	連絡協議会の各機関
②	提案集約	特車合同取締り	連絡協議会の各機関
③	提案集約	連絡協議会メンバーの広報誌への掲載や、HPバナーから中部地整HPへのリンク(誘導)	連絡協議会の各機関



5月に実施する連絡協議会による官民連携の取り組み(実施済み)＝キックオフ

No.	担当部所	活動内容	備考
④	事務局提案	【①・②融合】 官民連携した大型車適正化PRキャンペーンと指導取締り活動 ⇒特車合同取締りとチラシ配布活動の同時開催	愛知県～5/21実施 三重県～5/25実施 岐阜県～5/29実施

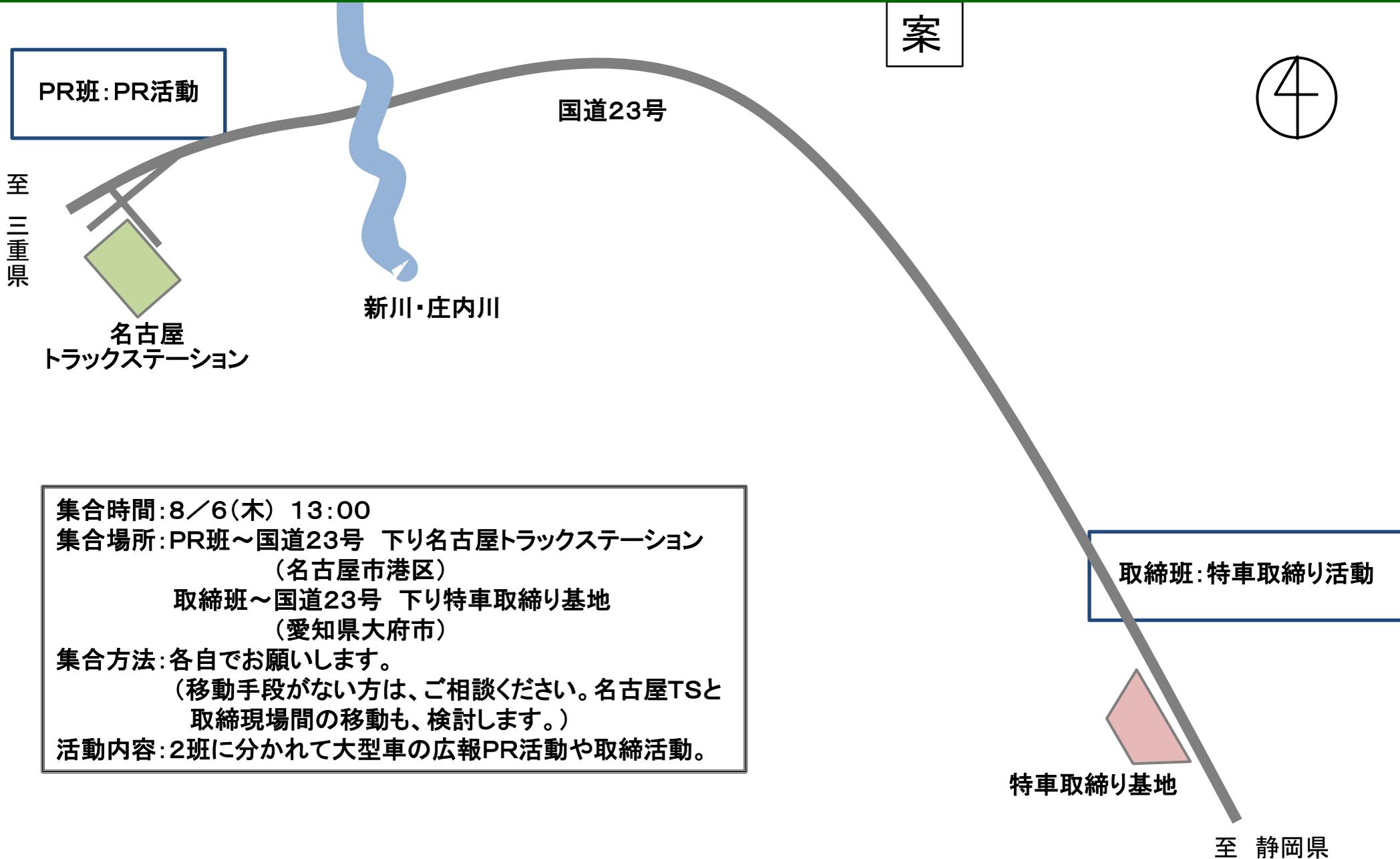


夏頃,実施する官民連携の本格的な取り組み(今回検討)＝本格スタート

担当部所	活動内容	備考
I 街頭PR	広報PRと特車合同取締り ⇒前回実施を踏まえ、実施方法・場所の検討	各県別
II 講習会等	講習会や研修会の活用等 ⇒既存の講習会を活用した連絡協議会メンバーによる講習	各県別
III 広報媒体活用	連絡協議会HP、ポスター掲示、新聞広報等 ⇒広報PR時の活用など、大型車通行適正化に関するポスターを掲示 (取組み紹介とHP等への誘導)	各連絡協議会メンバーの職場など
	連絡協議会メンバーの広報誌への掲載や掲示、中部地域連絡協議会HPへのリンク(誘導)	—

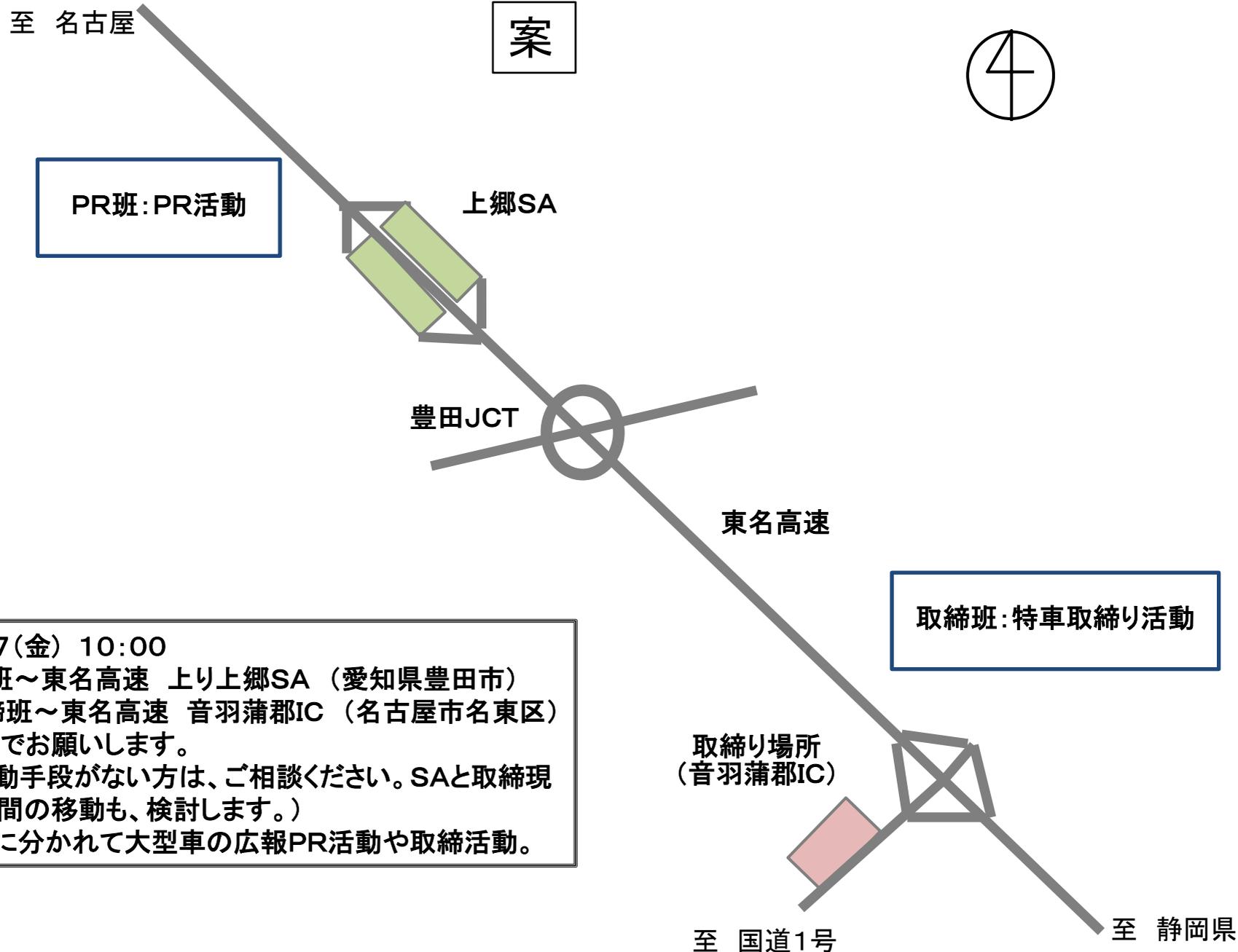
3. (3)

1) 広報PR&取締り【愛知県版・名古屋トラックステーション活用】



3. (3)

1) 広報PR&取締り【愛知県版・サービスエリア活用】



案

4

PR班: PR活動

上郷SA

豊田JCT

東名高速

取締り班: 特車取締り活動

集合時間: 8/7(金) 10:00
集合場所: PR班~東名高速 上り上郷SA (愛知県豊田市)
取締り班~東名高速 音羽蒲郡IC (名古屋市名東区)
集合方法: 各自でお願いします。
(移動手段がない方は、ご相談ください。SAと取締り現場間の移動も、検討します。)
活動内容: 2班に分かれて大型車の広報PR活動や取締り活動。

取締り場所
(音羽蒲郡IC)

至 国道1号

至 静岡県

3. (3)

1) 広報PR & 取締り【三重県版・亀山トラックステーション活用】

案



集合時間: 8/27(木) 13:00

集合場所: PR班～国道1号 下り 亀山トラックステーション

取締班～国道1号 関交番前

(三重県亀山市)

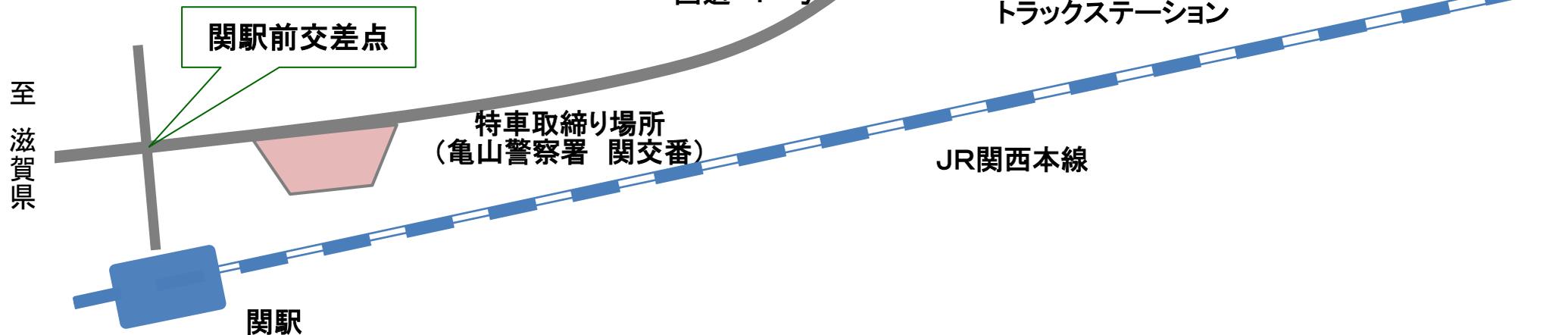
集合方法: 各自でお願いします。

(移動手段がない方は、ご相談ください。PR活動と取締現場間の移動も、検討します。)

活動内容: 2班に分かれて大型車の広報PR活動や取締活動。

取締班: 特車取締り活動

PR班: PR活動



3. (3)

1) 広報PR&取締り【岐阜県版・道の駅活用】

案

集合時間: 8/26(水) 13:00

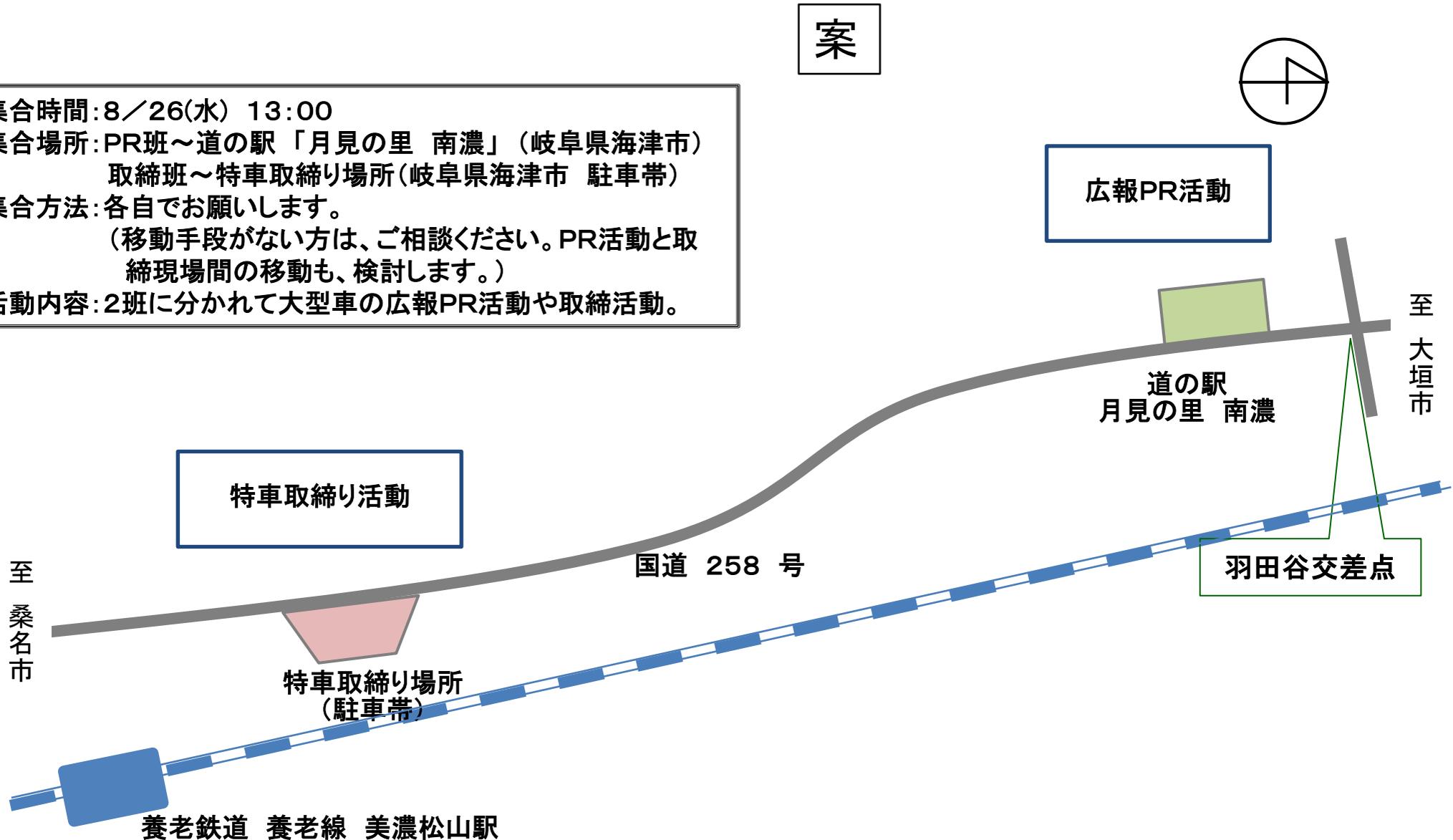
集合場所: PR班～道の駅「月見の里 南濃」(岐阜県海津市)

取締班～特車取締り場所(岐阜県海津市 駐車帯)

集合方法: 各自でお願いします。

(移動手段がない方は、ご相談ください。PR活動と取締現場間の移動も、検討します。)

活動内容: 2班に分かれて大型車の広報PR活動や取締活動。



3. (3)

2) 講習会への出前講座

1. 主旨

連絡協議会の名称を入れることで、多くの関係者が連携した取り組みとしてアピールし、インパクトや訴求効果を高める。

実施方法としては下記を検討する。

(1) メンバーのツールや場・機会の活用

1) 連絡協議会メンバーの独自の広報・啓発活動などを協働または連携して実施

2) 連絡協議会メンバーが持つ機会（講習会など）を活用

(2) 連絡協議会として参加して周知する活動を行う。

2. 講習会への出前講座（案）

基本的に、連絡協議会の全メンバーによる実施をめざす。

<取り組み事例>

取組	実施日時	対象	実施内容
研修、セミナー、出前講座	8月、	三重県トラック協会会員	・車両制限令を順守することは適正かつ安全な走行、運転者自身の安全や運送事業者の健全な経営につながることを説明。 ・法改正などの周知。 (別紙参照)

事務局(案)

取組	実施日時	対象	実施内容
出前講座	8月、 9月、 10月、 =本格スタート	・三重県トラック協会会員 ・愛知県トラック協会、岐阜県トラック協会にも広げる。	・最新の動向、法令改正内容などの周知。

◆ 特殊車両通行許可申請 講習会開催の報告

8/6と9/20 標記講習を行いました。
若干の補足を加え概要をお伝えします。

◇道路は一定の構造基準により造られており、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度が「一般的制限値」として定められています。

(道路法第47条1項、車両制限令第3条)



特殊車両通行許可申請

荷物を積んだ状態で 右記「一般的制限値」を超える車を運行するには 道路管理者の許可が必要。

(道路法第47条の2)

超えない場合は必要ありません。

・一般的制限値 (車両総重量 最高限度)

幅 2.5m 総重量 20トン
長さ 12m 軸重 10トン
高さ 3.8m 最小回転半径12m

○隣接軸重

・隣接車軸の軸距が1.8m未満は18トン
(ただし、隣接車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣接車軸の軸重がいずれも9.5t以下のときは19t)

・隣接車軸の軸距が1.8m以上は20トン

特例

①セミトレ連結車・フルトレ連結車の特例

通行する道路種別ごとに総重量や長さの特例があります。この場合はその特例制限値を超える際に 通行許可が必要です。

A. 総重量の特例

(車両通行の許可手続き省令第1条の2)

バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、自動車運搬用 限定

◇高速道路 首都高速、阪神高速、その他都市高速および本四連絡橋は対象外

最遠軸距	総重量制限
8m以上 9m未満	25トン
9m以上 10m未満	26トン
10m以上 11m未満	27トン
11m以上 12m未満	29トン
12m以上 13m未満	30トン
13m以上 14m未満	32トン
14m以上 15m未満	33トン
15m以上 15.5m未満	35トン
15.5m以上	36トン

◇重さ指定道路

8m以上 9m未満	25トン
9m以上 10m未満	26トン
10m以上	27トン

◇その他の道路

8m以上 9m未満	24トン
9m以上 10m未満	25.5トン
10m以上	27トン

通行許可

通行がやむをえないと判断される場合で橋梁、トンネル、交差点などの道路の構造と通行する車両を照らし合わせ 通行可能と判断される場合に

徐行、連行禁止、誘導車の配置など必要な条件を附し

通行が許可されます。

B. 長さの特例 (車両制限令第3条3項)

◇高速道路

セミトレーラ連結車 16.5m
フルトレーラ連結車 18.0m

積載物が被けん引車の車体前方または後方にはみ出していないこと

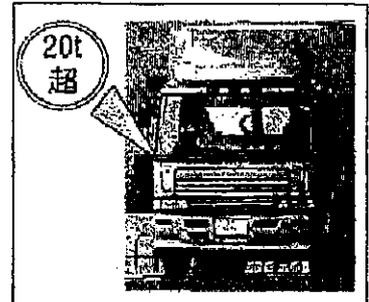
・重さ指定道路や(最遠軸距と車体長に依り20~25t)

・高さ指定道路 (4.1m)は、

その制限値内であれば自由に走行できますが、制限値をこえると通行許可が必要です。



・20t 超ステッカー貼付の 単体総重量25t車など 新規格車 は、高速道路 および重さ指定道路を自由に通行できますが、その他の道路を通行する場合は、特殊車両として通行許可が必要です。



◆ 特殊車両の通行に関して 再度ご確認を

一定の大きさや重さをこえる車（特殊車両）を通行させるときは、道路管理者の許可が必要です。

特殊車両通行に関する取締りは下記要領のとおり行われることとなっています。再度ご確認ください。

●行政指導(社名公表まで)の流れ

- ①自動計測装置による計測も取締対象となります。
- ②国道事務所等にて、対面で違反会社に対し是正指導書が手渡されます。
- ③それにもかかわらず 是正されない場合は、社名・違反内容が公表されます。

取締基地(立会取締り)による取締り		自動計測装置による取締り	
違反数	行政対応	違反数	行政対応
1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・電話等による行政指導 	1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 (軸重違反の場合、軸重20t超を1ヶ月に2回、または軸重20t以下の違反を3ヶ月に20回繰り返したとき)
2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 	2回目 3回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 (軸重違反の場合、軸重20t超を1ヶ月に1回、または軸重20t以下の違反を3ヶ月に20回繰り返したとき)
3回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・事業者による弁明の機会 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 ・社名・指導内容について、国交省HPにて公表 	4回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・事業者による弁明の機会 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 ・社名・指導内容について、国交省HPにて公表 (軸重違反は2～3回目と同様)

●文書発出を受けた際の注意点

- ・警告文書が発出され、国道事務所等から呼び出しを受けたときは、積荷の特性によるものなどを含め、いかなる場合においても呼び出しに応じてください。

●対象車両

車両制限令で定める一般制限値を超える車両(総重量20t超の新規格車を含む)

(一般制限値 = 車両総重量20t・軸重10t・長さ12m・幅2.5m・高さ3.8m以内)

※内容の詳細については、下記のURLをご参照ください。

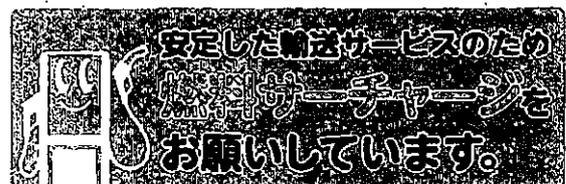
URL : http://www.ita.or.jp/info/tokushu_sharyo.html

◆ 燃料サーチャージステッカーをご利用下さい

燃料サーチャージ導入促進を図るため、右記のステッカーを作成致しました。

営業所内や車両に貼っていただいでご利用ください。

ご希望の場合はご連絡ください。



国土交通省 全日本トラック協会 三重県トラック協会

お問合せ / トラック協会業務部 TEL 059-227-6767

3. (3)

3) ポスター作成

1. 主旨

中部地域の関係16団体が連携し取り組んでいることを周知するとともに、大型車両の適正かつ安全な走行は重大な問題であることをアピールし、インパクトや訴求効果を高める。

実施方法としては下記を検討する。

- (1) ターゲット
- (2) 掲載場所
- (3) 掲載時期 等

2. ポスター事務局 (案)

別紙のとおり

各委員のこれまでの取組状況と連携提案

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

各委員のこれまでの取り組み状況と連携提案 一覧

2015. 6. 12

担当部所	活動名称	参加団体名	参加総人数	実施日 又は 予定日	連携する 取り組み	添付の 有無
東海商工 (企画振興部)	会議所会報誌における広報	名古屋商工会議所	-	5月予定		
	各種会合等における広報		-	-		
愛ト協	春の全国交通安全運動	愛ト協、所轄署、市交通安全推進協議会	-	4月ころ	○	○
岐ト協	TV会議システムを利用した特車講習会	岐ト協、	-	年6回程度	-	
三ト協	車両制限令と特車通行許可制度 講習会1 (許可制度、オンライン申請、申請要領など)	三ト協、会員事業者	131	平成25年8月6日		○
	特車通行許可 講習報告(郵送)	三ト協、会員事業者	1000社	25年度 26年度		
	新聞、広報誌(広報トラック)	三ト協、会員事業者	全国	2月1日		
	三ト協HPにバナーをはり、中部地整HPへの閲覧 (新提案)		-	-	○	
愛知県警 交通指導課	特車合同取締り	県警、整備局	-	定期的	○	○
岐阜県警 交通指導課	特車合同取締り	県警、整備局	-	定期的	○	
三重県警 交通指導課	特車合同取締り	県警、整備局	-	定期的	○	
中部運輸局 自動車監査官 (愛知運輸支局)	愛知県過積載防止対策連絡会議	運輸局、愛知県、県警、整備局、中 日本高速、自動車検査法人中部検 査部、愛ト協	14	H26.12.12実施	○	○
			-	H27.12予定	○	
中部運輸局 自動車監査官 (岐阜運輸支局)	岐阜県過積載防止対策連絡会議	運輸局、岐阜県、県警、整備局、中 日本高速道路、岐ト協、岐阜県建 設業協会、岐阜県木材協同組合連 合会	16	H26.7.3実施	○	
			-	H27.6予定	○	
中部運輸局 自動車監査官 (三重運輸支局)	三重県過積載防止対策連絡会議	運輸局、三重県、県警、整備局、三 ト協、三重県建設業協会、三重県 漁業協同組合連合会、全国農業協 同組合連合会三重県支部	15	H26.11.14実施	○	
			-	H27.10予定	○	
中部運輸局 保安・環境課 (各運輸支局)	・関係機関・事業者への法令等(通達)の改正通知	支局、講習機関、トラック協会 等	-	12/25通知		○
各運輸支局	・運行管理者講習における法令改正等の周知	・運行管理者一般講習(1月、2月) 【愛知運輸支局】岐阜、三重は無し	166	1月、2月		
中部運輸局 保安環境課 (各運輸支局)	運行管理者講習・整備管理者研修等における受講 者への広報資料の配付(新年度予定)	・運行管理者講習認定機関 等 ・運輸支局主催整備管理者研修	-	-		
中部運輸局 技術課	【愛知】特車街頭取締まり	運輸局、整備局、名古屋国道、 愛知県、県警	30名程度 全10回	平成26年度	○	○
	【愛知】街頭取締まり(コンテナ車両)	運輸局、県警、 トラック協会(コンテナ部会)	124	H26.5.21	○	
	【愛知】街頭取締まり(コンテナ車両)		134	H26.11.19	○	
	【岐阜】特車街頭取締まり	運輸局、整備局、岐阜県、県警	18	H26.10.23	○	
	【岐阜】特車街頭取締まり		18	H26.11.17	○	
	【愛知、岐阜、三重】特車街頭取締まり (新年度予定)	運輸局、整備局、各県・市、各県警	-	-	○	
	「道路運送車両の保安基準」改正に伴う周知時に合 わせて大型車に関する広報(新提案)	運輸局	-	-	○	

各委員のこれまでの取り組み状況と連携提案 一覧

2015. 6. 12

担当部所	活動名称	参加団体名	参加総人数	実施日 又は 予定日	連携する 取り組み	添付の 有無
愛知県 道路維持課	大型車通行許可審査研修の実施	県、市町村、県公社	約200	4月15日 4月17日		
	春の全国交通安全運動	県、交通安全推進協議会		4月ころ		○
三重県 道路管理課	県HPからバナーをはり、連絡協議会HPへの閲覧 (新提案)		-	-	○	
名古屋市 道路管理課	特車取締り	名古屋市・県警	28	8月5日		○
	窓口での啓発チラシの配布	名古屋市	-	-		
	名古屋市の道路占用調整協議会における注意喚起	名古屋市	70	1月26日		
NEXCO 中日本	春の全国交通安全運動	NEXCO	-	4月ころ		○
名高速 交通管理部 交通管理課	特車等取り締まり	名古屋高速道路公社	3	日々実施	-	○
	安全運動期間中における特車等取り締まり	名古屋高速道路公社、愛知高速隊	5	期間の初日	○	
	自動計測装置による取り締まり	名古屋高速道路公社	-	常時	-	
	ホームページによる車両制限に関する広報	名古屋高速道路公社	-	-	-	

平成 27 年春の全国交通安全運動実施報告書

実施機関・団体名	(一社)愛知県トラック協会
----------	---------------

○記載上の注意事項

- 1 「効果等」欄：効果が特に上がったと思われるものに◎印を、これに次ぐものに○印を付してください。
- 2 「新規」欄：新規には○印、毎年（回）行うことが通例となっていないものには☆印を付してください。
- 3 「施策・行事の内容等」欄：各種施策・行事の概要を記載してください。

効果等	新規	施策・行事名	月日	施策・行事の内容等	主催	備考
○	○	交通死亡事故ゼロキャンペーン	5月11日	中区栄広場において、児童による交通安全宣言等セレモニーを実施。通行人に対し、啓発品を配布し、交通事故防止を呼びかけた。	中警察署	
◎	☆	ミス交通安全によるスリーSオリジナルサイン板啓発活動	5月11日	イオン新瑞橋店前道路にて通行車両のドライバーに対し啓発品を配布しシートベルトの全席着用を呼びかけた。	南警察署	
○	☆	瑞タク緑会機動広報パトロール出発式及び交通事故防止キャンペーン	5月12日	瑞穂警察署講堂にて機動広報パトロール出発式を行った後、地下鉄構内にて通行する歩行者に対し啓発品を配布し交通事故防止を呼びかけた。	瑞穂警察署	
○		全席シートベルト着用キャンペーン	5月12日	ザモール春日井店前・春日井市六軒屋町にてハンドプレートを用いて通行車両や歩行者に交通安全、シートベルト着用、飲酒運転根絶等を呼びかけた。	春日井警察署	
○		飲酒運転根絶・シートベルト着用徹底キャンペーン	5月15日	東区マザックアートプラザ前において、通行人に対し、サインボードを掲出し、交通安全を呼びかけた。	東警察署	
○	☆	県内一斉交通大監視	5月15日	旗屋交差点にて通行するドライバーにのぼり旗やサイン板を掲げ、通行する歩行者や自転車には啓発品を配布し交通安全を呼びかけました。	熱田警察署	
○		交通安全一斉大監視活動	5月15日	花塚橋北交差点、小牧市小木交差点にてハンドプレートや横断幕を用いて通行車両に交通安全を呼びかけた。	小牧警察署	
◎		家族交通安全教室	5月17日	昭和自動車学校にて、大型貨物車両を用い、左折時における内輪差による巻き込みを実証した。	春日井交通安全推進協議会	

○	交通安全教室	5月18日	中区栄小学校において、交通安全教室を実施。トラックによる内輪差等の実験や運転席からの視野を学んでもらい、交通安全を呼びかけた。	中警察署	
○	交通安全運動街頭活動	5月19日	刈谷ハイウェイオアシスにおいて、セレモニーの実施後、通行人に対し、啓発物品を配布し、交通安全を呼びかけた。	高速安協	
◎ ○	交通安全関所	5月19日	春日井市内津町にて、国道19号を1車線に減少させて「交通安全関所」を設け、停止した車両に対して啓発物を配布し交通安全を呼びかけた。	春日井警察署	
○	全席シートベルト着用関所	5月19日	北名古屋健康ドームにて、開所式を実施後、近隣交差点において、通行車両に対して「全席シートベルト着用」を呼びかけた。	西枇杷島警察署 交通安全協会	
○	交通安全運動街頭活動	5月20日	西警察署付近において、啓発活動を実施。通行車両に対し、サインボードの掲出を行い、交通安全を呼びかけた。	西警察署	
○ ○	一斉シートベルト全席着用キャンペーン	5月20日	ピアゴ植田店前交差点にて通行するドライバーにサイン板を掲げ、トラックバック事故注意チラシを配布し交通安全を呼びかけました。	天白警察署	
○	ゼロの日街頭活動	5月20日	港区主要交差点にて通行するトラックのドライバーや歩行者に対し交通安全を呼びかけた。	名古屋第三支部 交通対策委員会	
○	交通安全啓発活動	5月20日	中川警察署及び中川区役所協力の下、交通安全啓発活動を開催。街頭にて歩行者や自転車で通勤・通学する人達に啓発品を配布し交通安全を呼びかけた。	中川警察署 中川区役所	
○	全席シートベルト着用キャンペーン	5月20日	交通死亡事故があった場所(尾西インターチェンジ南交差点付近)にて、通行車両に対して「シートベルト着用」及び「交通安全」を呼び掛けた。	一宮警察署	
○ ☆	一斉シートベルト全席着用キャンペーン	5月20日	午新田交差点にて通行するドライバーにサイン板を掲げ、啓発品を配布し交通安全を呼びかけました。	常滑警察署	
◎ ☆	一斉シートベルト全席着用キャンペーン	5月20日	衣浦トンネル料金所にて通行するドライバーにサイン板を掲げ、啓発品を配布し交通安全を呼びかけました。	半田警察署	
◎ ☆	一斉シートベルト全席着用キャンペーン	5月20日	大高緑地公園入口前の交差点にて通行するドライバーにサイン板を掲げ、啓発品を配布し交通安全を呼びかけました。	緑警察署	

◆ 特殊車両通行許可申請 講習会開催の報告

8/6と9/20 標記講習を行いました。
若干の補足を加え概要をお伝えします。

◇道路は一定の構造基準により造られており、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度が「一般的制限値」として定められています。

(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

特殊車両通行許可申請

荷物を積んだ状態で 右記「一般的制限値」を超える車を 運行するには 道路管理者の許可が必要。

(道路法第47条の2)

超えない場合は必要ありません。



・一般的制限値 (車両総重量 最高限度)

幅 2.5m 総重量 20トン
長さ 12m 軸重 10トン
高さ 3.8m 最小回転半径12m

○隣接軸重

- ・隣接車軸の軸距が1.8m未満は18トン
(ただし、隣接車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣接車軸の軸重がいずれも9.5t以下のときは19t)
- ・隣接車軸の軸距が1.8m以上は20トン

特例

①セミトレ連結車・フルトレ連結車の特例

通行する道路種別ごとに総重量や長さの特例があります。この場合はその特例制限値を超える際に 通行許可が必要 です。

通行許可

通行がやむをえないと判断される場合で橋梁、トンネル、交差点などの道路の構造と通行する車両を照らし合わせ 通行可能と判断される場合に

徐行、連行禁止、誘導車の配置など必要な条件を附し

通行が許可されます。

A. 総重量の特例

(車両通行の許可手続き省令第1条の2)

バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ、自動車運搬用 限定

◇高速道路 首都高速、阪神高速、その他都市高速および本四連絡橋は対象外

最遠軸距	総重量制限
8m以上 9m未満	25トン
9m以上 10m未満	26トン
10m以上 11m未満	27トン
11m以上 12m未満	29トン
12m以上 13m未満	30トン
13m以上 14m未満	32トン
14m以上 15m未満	33トン
15m以上 15.5m未満	35トン
15.5m以上	36トン

◇重さ指定道路

8m以上 9m未満	25トン
9m以上 10m未満	26トン
10m以上	27トン

◇その他の道路

8m以上 9m未満	24トン
9m以上 10m未満	25.5トン
10m以上	27トン

B. 長さの特例 (車両制限令第3条3項)

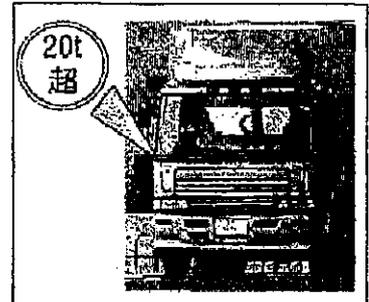
◇高速道路

セミトレーラ連結車 16.5m
フルトレーラ連結車 18.0m

積載物が被けん引車の車体前方または後方にはみ出していないこと

- ・重さ指定道路や(最遠軸距と車体長に)20~25t)
- ・高さ指定道路 (4.1m)は、その制限値内であれば自由に走行できますが、制限値をこえると通行許可が必要です。

- ・20t超ステッカー貼付の 単体総重量25t車など 新規格車 は、高速道路 および重さ指定道路を自由に通行できますが、その他の道路を通行する場合は、特殊車両として通行許可が必要です。



◆ 特殊車両の通行に関して 再度ご確認を

一定の大きさや重さをこえる車（特殊車両）を通行させるときは、道路管理者の許可が必要です。

特殊車両通行に関する取締りは下記要領のとおり行われることとなっています。再度ご確認ください。

●行政指導(社名公表まで)の流れ

- ①自動計測装置による計測も取締対象となります。
- ②国道事務所等にて、対面で違反会社に対し是正指導書が手渡されます。
- ③それにもかかわらず 是正されない場合は、社名・違反内容が公表されます。

取締基地(立会取締り)による取締り		自動計測装置による取締り	
違反数	行政対応	違反数	行政対応
1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・電話等による行政指導 	1回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 (軸重違反の場合、軸重20t超を1ヶ月に2回、または軸重20t以下の違反を3ヶ月に20回繰り返したとき)
2回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 	2回目 3回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 (軸重違反の場合、軸重20t超を1ヶ月に1回、または軸重20t以下の違反を3ヶ月に20回繰り返したとき)
3回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・事業者による弁明の機会 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 ・社名・指導内容について、国交省HPにて公表 	4回目	<ul style="list-style-type: none"> ・警告文書の発出 ・事業者による弁明の機会 ・国道事務所等呼び出し、道路管理者による対面での指導 ・社名・指導内容について、国交省HPにて公表 (軸重違反は2～3回目と同様)

●文書発出を受けた際の注意点

- ・警告文書が発出され、国道事務所等から呼び出しを受けたときは、積荷の特性によるものなどを含め、いかなる場合においても呼び出しに応じてください。

●対象車両

車両制限令で定める一般制限値を超える車両(総重量20t超の新規格車を含む)

(一般制限値 = 車両総重量20t・軸重10t・長さ12m・幅2.5m・高さ3.8m以内)

※内容の詳細については、下記のURLをご参照ください。

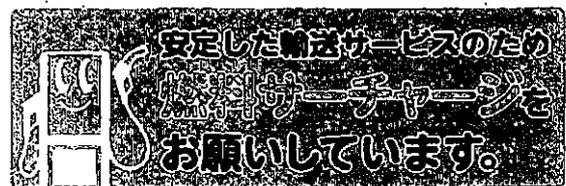
URL : http://www.ita.or.jp/info/tokushu_sharyo.html

◆ 燃料サーチャージステッカーをご利用下さい

燃料サーチャージ導入促進を図るため、右記のステッカーを作成致しました。

営業所内や車両に貼っていただいでご利用ください。

ご希望の場合はご連絡ください。



国土交通省 全日本トラック協会 三重県トラック協会

お問合せ / トラック協会業務部 TEL 059-227-6767

情報提供

◇道路老朽化、劣化を抑えるため、現地取締りで

基準の2倍以上の重量違反は即時告発となります

告発の罰則 = 100万円以下の罰金 (12月7日まで意見提出可能です)

重さ指定道路では 総重量25～27ト(トール最大)を基準重量

その他道路は総重量20トを基準重量とし

「車両総重量 \geq 基準重量 \times 2」や「特殊車両通行許可車両総重量 \geq 基準重量 \times 2+(許可総重量-基準重量)」に該当する場合は、告発対象となります。

※例 通行許可無しセミトレーラの場合 総重量54トで告発対象 \geq 54ト(基準重量27ト \times 2)
基準の2倍に達しない場合でも、その場での軽減措置や運行中止命令が出される場合があります。
常習的に積載違反が行われていると告発となる場合があります。 26年12月改正 27年2月施行予定

◇意見提出方法

国土交通省 道路局 道路交通管理課車両通行対策室あて
住所、氏名、職業(会社名)電話番号を明記の上送付

注意 件名に「車両の通行の制限等改正について」とご記入下さい。

- ①インターネット : 電子政府の総合窓口 パブリックコメント意見提出フォーム
- ②電子メール : g_ROB_DKK@mlit.go.jp
- ③郵送 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
- ④FAX : 03-5253-1617

詳細は ホームページ をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000449.html

国交省から、道路を痛める重量超過には厳罰を、適正な道路利用者には使いやすく
「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」が公表されました。

使いやすく 通行許可基準見直し 審査手続改善

- (1)バン型セミトレの駆動軸重の制限を、海コンセミトレと同等の11.5トに緩和
- (2)45Fコンテナ積載車両を始めバン型セミトレーラの車両長の制限を緩和
- (3)許可までの期間の短縮
 - ①主要道路のデータベース化促進
 - ②通行許可のオンライン申請を改良
 - ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大 国による一括審査を実施
 - ④通行許可に係る審査集約化
- (4)適正に利用する者の許可の簡素化
 - ①違反実績なしに許可期間(現行2年)を延長
 - ②ITSを活用し通行経路把握による通行許可

厳しく 違反取締り 指導強化

- (1)①自動計測装置を増設
②並行する高速道と一般道 同時取締り
- (2)①違反者を国道事務所に呼び出して是正指導 常習的な違反者に対しては告発を実施 (措置命令4回 又は 是正指導5回で告発)
②基準の2倍以上の重量超過悪質違反者は 現地取締りで違反確認した場合、即時告発
③改正道路法による報告徴収・立入検査実施 また、拒む者には告発を実施
- (3)①国交省、警察庁、高速道路会社、トラック協会と連携し、啓発活動、違反者情報を共有
②違反通行を行った運送事業者に対し運送事業法に基づく行政処分を行うとともに、荷主に 対する是正指導を実施。

ニュー・ス・ターミナル (官公庁・ニュー・ス等)

省 交 国

重量2倍以上は告発

悪質違反の取締り強化

国土交通省は1月23日、車両の通行制限に関する通達を改正し、重量が基準の2倍以上超過している悪質違反者を、即時告発するなどの取締り強化を行うと発表した。

2月23日から施行する。国などが実施した実験結果によると、軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4000台分に相当し、全走行車両の0.3%にあたる「重量を違法に超過した大型車両」が、道路橋の劣化の約9割以上を引き起こしている。

このため、従来は違反で重大事故を起こした者や違反を繰り返す常習違反者等を対象に告発して

きたが、今後は、特に基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に対して、現地取締りで違反を確認した場合に、その事実をもつて告発する。

車両総重量の一般的制限値(国管理国道はバン型等特例5車種のトレーラの場合最大27トン)を基準とし、例えば無許可のセミトレーラ連結車(バン型)では、総重量54トン以上で告発対象となる。告発による罰則は、100万円以下の罰金等。

昨年、11月7日に発表されたパブリックコメントに対する意見は、個人運送業界を中心に18件寄せられ、発注元・元請けへの催告強化と併せて実

施するなど「荷主に対する罰則を強化すべき」といった意見や、荷主・荷受人等背後責任追及に重点を置いた取締りや告発を実施するよう求める意見があった。

大型車通行適正化に向けた取り組み

平成27年3月16日

愛知県警察

概要

第9次愛知県交通安全計画による目標数値である交通事故死者数185人以下を達成するために、交通事故抑止に資した指導取締り活動を強化するほか、交通死亡事故に直結する過積載違反の取締り活動などの大型貨物車両通行の適正化に向けても合わせて強化します。

平成26年度の取り組み結果

1 中部地方整備局との合同検問（平成26年度：合計14回）

国道1号	7回	国道41号	2回
国道19号	1回	国道23号	4回



（軽減措置による積載物の作業状況、H26.7.17）



（現地取締基地において大型車両を測定、H26.10.9）

2 過積載車両の検挙（平成26年中）

一般道	高速道路	合計
53件	249件	302件（昨年比+30件）

※ 警察単独の指導取締り活動を含む

3 背後責任の検挙状況（平成26年中）

過積載両罰 9件

平成27年度の取り組み計画等

1 中部地方整備局との合同検問（平成27年度：予定：合計18回）

国道1号	8回	国道41号	3回
国道19号	2回	国道23号	5回

2 過積載車両の検挙（平成27年2月末）

一般道	高速道路	合計
6件	62件	68件（昨年同月末比+24件）

※ 警察単独の指導取締り活動を含む

3 背後責任の検挙状況（平成27年2月末）

過積載両罰 1件

4 その他

- (1) 継続的な過積載取締り活動の強化
- (2) 重大交通事故発生時における会社等への背後責任追及のための捜査活動の強化
- (3) 海上コンテナ安全輸送のための指導取締り活動の実施
- (4) 中部地方整備局と連携した「悪質な重量超過車の即時告発」への対応

しない、させない 過積載！

●重大事故の
原因にもなります。

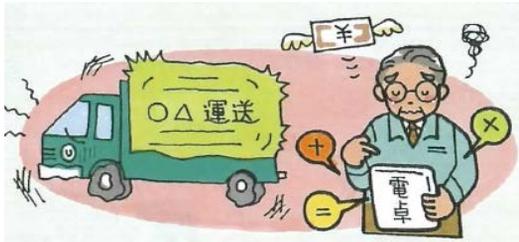


●重大事故を引き起こすと
事業経営に重い負担となります。



過積載運行は・・・

●車両コストの増大と
燃費の低下につながります。



●環境、道路にも
悪い影響をあたえます。



愛知県過積載防止対策連絡会議

- ◎愛知県 ◎愛知県警察本部 ◎中部地方整備局名古屋国道事務所
- ◎中日本高速道路株式会社名古屋支社 ◎中部運輸局愛知運輸支局
- ◎自動車検査独立行政法人中部検査部

過積載運行をすると・・・

荷主の皆さんへ

荷主の責任も追及されます

- ①過積載車両の運送の要求等の禁止（道路交通法）
警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②協力要請書、警告書及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）
過積載運行の再発防止等のための協力要請書を出します。
再発の場合等には、警告書の発出及び荷主勧告が発動します。



事業者の皆さんへ

運行管理者の資格取消や事業許可取消につながり、社会的信用が失われます

- ①自動車使用者に対する主な処分（道路交通法）
過積載運転に係る自動車の使用制限処分になります。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）
車両停止処分（過積割合による）になります。
悪質な場合は、**事業許可の取消、運行管理者の資格返納の処分**もあります。



過積載の程度	初違反	再違反
5割未満	10日車	20日車
5割以上10割未満	20日車	40日車
10割以上	30日車	60日車

運転手の皆さんへ

違反点数、反則金のほかに、
事故を起こすと民事訴訟で
損害賠償責任が生じる場合も

過積載に係る運転者に対する罰則

過積載の程度	大型車・中型車		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円

6点以上は
免許停止



大型車通行適正化に関する取り組み状況(中部運輸局保安・環境課)

- ◆平成26年12月 1日 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正する省令公布
 - ・輸送の安全の観点から、限度超過車両を繰り返し通行させる者への監督強化 等
- ◆平成26年12月25日 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について(通達)を发出
 - ・事業者は、道路法の制限を遵守すると共に必要場合は許可を得るほか、運転者に運行経路や過積載運行の防止等の指導・監督を行うこと 等

《 通達等による周知 》

- 運輸局 → 中部管内各運輸支局、中部管内運行管理者講習認定機関 等
- 運輸支局 → 各県トラック協会、支局管内運行管理者講習認定機関 等
- トラック協会 → 会員トラック事業者

《 運輸支局による通達内容の周知 》

- 運行管理者一般講習において周知(平成27年1月～2月) 【下表は愛知運輸支局の実績】

愛知運輸支局

※ 岐阜、三重については、講習日程の関係から講習における周知なし

項目	状況
◆運行管理者講習機関	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 独立行政法人 自動車事故対策機構 名古屋主管支所 ➢ ローカルネットワーク
◆講習回数(一般)	➢ 4回 (両機関各2回)
◆受講者数(一般)	➢ 166名(4回)

貨物自動車運送事業輸送安全規則等の一部改正

以下の2点について、省令が改正された。

- ① 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止
- ② 運行記録計の装着義務付け対象の拡大

公布：平成26年12月1日

施行：① 平成27年1月1日

② 平成27年4月1日（新規登録車）

平成29年4月1日（その他の自動車）

貨物自動車運送事業輸送安全規則等の一部改正

① 道路法第四十七条の規定等に違反する 行為の防止

道路保全の観点から、限度超過車両を繰り返して通行させている者等への監督強化のため道路法が改正。

今般、貨物自動車運送事業者に対しても監督強化を図るため、安全規則についても改正された。

① 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止

安全規則

第5条の2（通行の禁止又は制限等違反の防止）

1. 道路法等の最高限度を超える車両の通行
2. 道路法で通行を制限等される道路の通行

道路管理者が付した条件を違反しないよう適切な指導及び監督。

第20条（運行管理者の業務） 七の二

第5条の2の規定により、運転者に対し指導・監督。

① 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止

解釈運用通達

第5条の2（通行の禁止又は制限等違反の防止）

適切な指導及び監督・・・

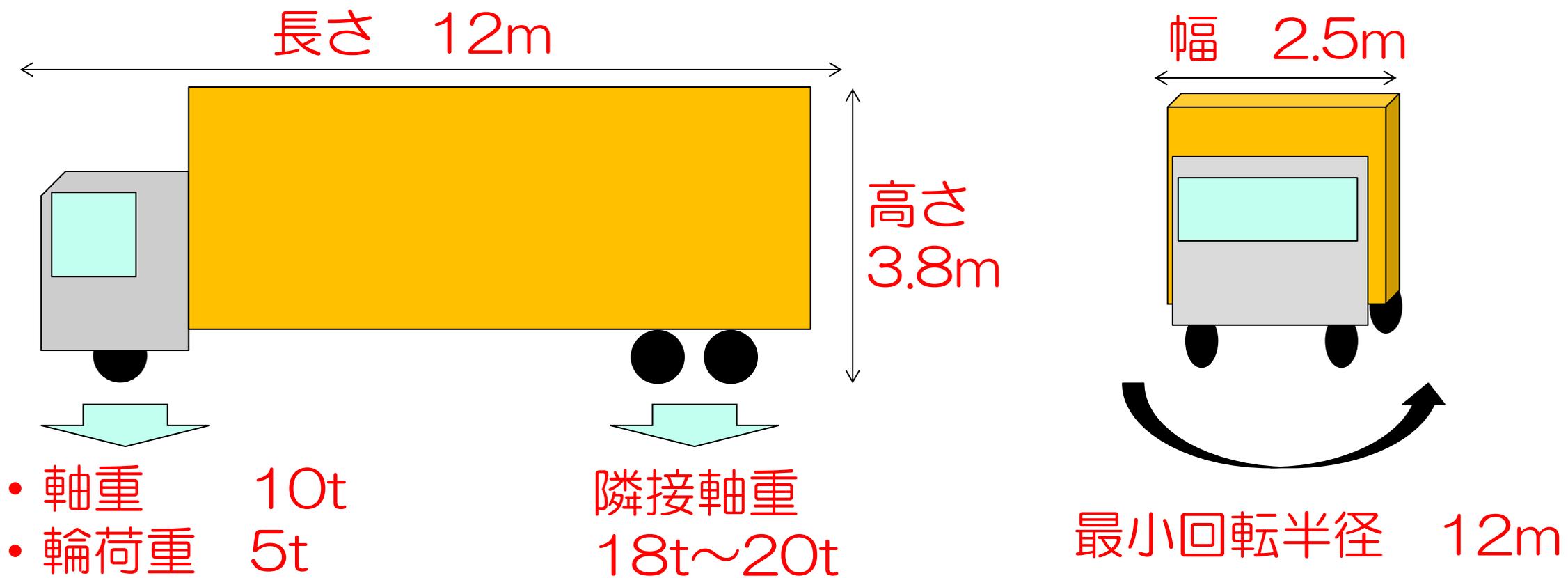
道路法第47条に規定された

- ・幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行禁止徹底。

道路法第47条の2第1項に規定された

- ・許可の必要性
 - ・許可に付された条件、制限
- について理解し、通行可能な経路を運転者に把握させる。

道路法第47条の一般的な制限（最高限度）



※セミトレーラ等については、
限度値に特例があります。

（高速自動車国道、重さ指定道路は、車両の長さ及び軸重に応じて、最大25t）

限度値を超える車両を通行させる場合、許可の取得が必要。

① 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止

処分基準

適用条項	事 項	初違反	再違反
法第17条 第3項 安全規則 第5条の2	限度超過車両の通行、条件等 違反の防止に係る指導及び監督 の怠慢	10日車	20日車

※ 平成27年3月1日以降に違反があったものから適用

各機関の大型車通行適正化に関する取り組み状況

連絡協議会 団体名 中部運輸局 自動車技術安全部 技術課

【取り組み状況】

No.	担当部所	活動名称	参加団体名	参加 総人数	実施日 又は 予定日	連携する 取り組み
1		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	30	H26.5.21	○
2		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	35	H26.7.16	○
3		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	26	H26.7.23	○
4		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	25	H26.8.5	○
5		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	27	H26.8.26	○
6		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	23	H26.10.1	○
7		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	39	H26.10.15	○
8		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	24	H26.10.29	○
9		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	24	H26.11.13	○
10		【愛知】特車街頭取締まり	整備局、名古屋国道、愛知県、運輸局、愛知県警	35	H27.1.28	○

平成27年1月16日

道 路 局

自 動 車 局

車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する
意見募集について
～道路の適正な利用者に対して通行許可基準を緩和します～

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい大型車両の通行の適正化を図っていくことが重要です。

国等が実施した実験結果によると、軸重20トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか0.3%でしかありませんが、道路橋の劣化の約9割以上を引き起こしています。これらに対応するため、悪質な違反者に対する厳罰化等の措置を講じてきているところです。

一方で、大部分を占める道路の適正な利用者に対しては、物流の効率化や国際競争力の確保の観点から、

- ①国内コンテナ等のセミトレーラの駆動軸重の制限を10トンから11.5トンに緩和
- ②45フィートコンテナ等の輸送における車両長の許可基準を見直し、その制限を延長

等の措置を講じることとしており、今般、所要の関係法令等の改正を行うこととしております。

つきましては、広く国民の皆様から、本改正案に対するご意見を別紙の要領で募集します。

<問い合わせ先>

【車両の通行許可の手續、通達案 関係】

道路局 道路交通管理課車両通行対策室 課長補佐 矢野、北澗

代表：03-5253-8111（内線 37436、37432）直通：03-5253-8482 FAX：03-5253-1617

【道路運送車両の保安基準等関係】

自動車局 技術政策課 課長補佐 池田、係長 川俣

代表：03-5253-8111（内線 42259、42214）直通：03-5253-8590 FAX：03-5253-1639

【道路法手續省令案 関係】

道路局 路政課 企画専門官 太田

代表：03-5253-8111（内線 37332）直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

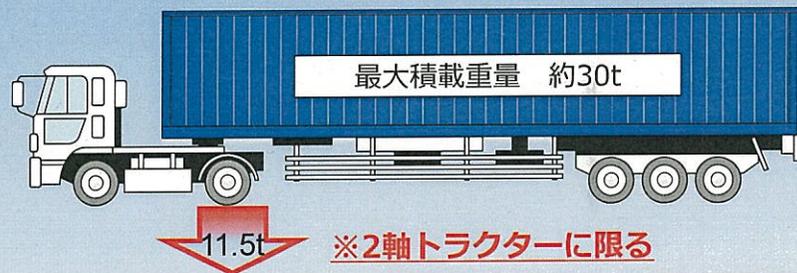
バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

- 国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
 ※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

■ 駆動軸重の緩和



【緩和後】国際海上コンテナ輸送車両に限らず駆動軸重11.5tに緩和

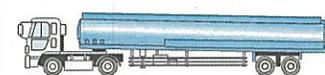


■ 緩和対象車両（特例8車種）

・バン型セミトレーラ



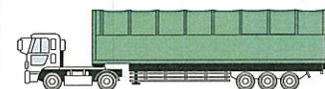
・タンク型セミトレーラ



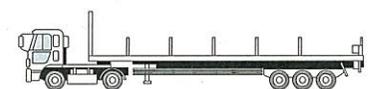
・あおり型セミトレーラ



・幌枠型セミトレーラ



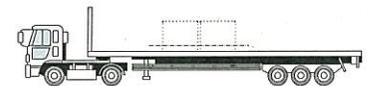
・スタンション型セミトレーラ



・コンテナ用セミトレーラ



・船底型セミトレーラ



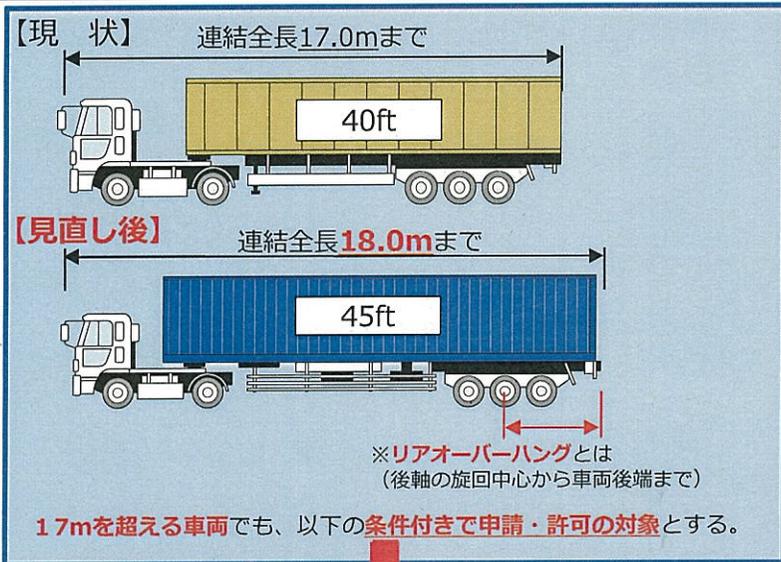
・自動車運搬用セミトレーラ



45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ (+約1.5m) の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ連結車 (特例8車種) の車両長の制限を緩和 (17m→18m) ※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

■全長の緩和 (海上コンテナ輸送車両の例)



■審査条件の緩和

※特殊車両通行許可限度算定要領より

現状	【車両分類 I-1】	【車両分類 0-1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かつ	

- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※ 3.2m ≤ L ≤ 4.2m
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※ 3.8m ≤ L ≤ 4.2m

■効果 (海上コンテナ輸送車両の例)



■緩和対象車両 (特例8車種)

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

- ・バン型セミトレーラ
- ・幌枠型セミトレーラ
- ・自動車運搬用セミトレーラ
- ・スタンション型セミトレーラ
- ・タンク型セミトレーラ
- ・コンテナ用セミトレーラ
- ・あおり型セミトレーラ
- ・船底型セミトレーラ

車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する意見募集について

1. 背景

国等が実施した実験結果によると、軸重 20 トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重 10 トン車の約 4,000 台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか 0.3%でしかありませんが、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしています。

そのため、平成 26 年 4 月 14 日に社会資本整備審議会道路分科会が行った「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」において、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされました。

これを受けて、国土交通省においては平成 26 年 5 月 9 日に、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく痛める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えておられる方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくことを公表したところであり、この方針に基づいて、車両の大型化に対応した許可基準の統一や見直しに取り組むこととしております。

以上を踏まえ、所要の関係法令等を改正するにあたり、広く国民の皆様から本改正案に対するご意見を募集いたします。

2. 改正概要

(1) バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車に限り許可していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車（2軸トラクタに限る。）すべてに適用し許可基準を統一することとし、以下の措置を講じる。

- ① 「車両の通行の許可の手続等を定める省令」（昭和 36 年建設省令第 28 号。以下「手続等省令」という。）の一部改正

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 3 第 4 項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、バン型等のセミトレーラ連結車（特例 8 車種）の駆動軸

重の上限を 10 トンから 11.5 トンに引き上げる。(手続等省令第 7 条第 2 号口及びニ関係)

② 「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」の一部改正

「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」(平成 10 年 3 月 31 日付け建設省道交発第 39 号、道企発第 22 号建設省道路局道路交通管理課長、企画課長通達)において、海上コンテナ用セミトレーラ連結車に限り適用していた許可の取扱いを、バン型等のセミトレーラ連結車にもその適用を拡大する。

※ ただし、バン型等のセミトレーラ用 2 軸トラクタの後軸重に関する試験及び判定方法に適合した車両に限る。

③ 「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。)、
「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)等の一部改正

今般、バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一の対象とされるもののうち、セミトレーラについては、車両総重量の上限値を 36 トンに引き上げ、また、トラクタについては、軸重(駆動軸重)の上限値を 11.5 トンに引き上げる。

④ 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成 9 年 9 月 19 日付け自技第 193 号。以下「認定要領」という。)の一部改正

バン型等のセミトレーラ連結車の車両総重量及び国際海上コンテナ用 2 軸トラクタの駆動軸重について、③の改正により、基準緩和が不要となることに伴い、所要の改正を行う。

(2) 45 フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

45 フィートコンテナを積載する車両を始めとするバン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を見直しすることとし、以下の措置を講じる。

① 「手続等省令」の一部改正

道路法第 47 条の 3 第 4 項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、セミトレーラ連結車の車両長の上限を 17 メートルを超える車両であっても条件に応じて最大 18 メートルに引き上げる。(手続等省令第 7 条第 4 号口関係)

② 「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」等の一部改正

「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」(平成 6 年 9 月 8 日付け建設省道交発第 70 号建設省道路局道路交通管理課長通達)及び「特殊車両通行許可限度算定要領について」(昭和 53 年 12 月 1 日付け建設省道交発第 99 号・道企発第 57 号建設省道路局道路交通管理課長通達、道路局企画課長

通達)等において、セミトレーラ連結車の長さに係る許可の取扱いを17メートルを超える車両であっても条件に応じて最大18メートルに引き上げる。

※ ただし、申請経路における交差点の交差角が概ね90°以下(一般的な十字路や丁字路)かつ、車両のリアオーバーハングが3.8~4.2m(3.2~3.8mの場合は全長17.5m)の車両を対象とする。

③保安基準、細目告示等の一部改正

①の対象とされるセミトレーラについて、長さの上限値を13メートルに引き上げる。

※ ただし、長さの基準を満たす車両であっても、②の対象でない場合は、道路通行許可を受けることができないこととする。

3. 今後のスケジュール(予定)

改正・公布：平成27年3月

施行： ((1) ③・④、(2) ③について) 平成27年4月

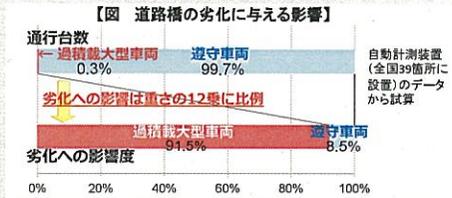
((1) ①・②、(2) ①・②について) 平成27年5月

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

平成26年5月9日公表資料

背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め**、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。 ※車両総重量20tを超える違反車両
 ⇒ **軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当**
2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

- (1) **バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一**
 ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5tに緩和 【H26年度中に実施】
- (2) **45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し**
 ・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】
- (3) **許可までの期間の短縮**
 - ①主要道路情報のデータベース化を促進 【継続して実施】
 - ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 【継続して実施】
 - ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施 【H26年度から実施】
 - ④通行許可に係る審査体制の集約化 【H27年度から段階的実施に向けて準備】
- (4) **適正に利用する者の許可の簡素化**
 - ①違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長 【H27年度実施に向けて準備】
 - ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

- (1) **違法に通行する大型車両の取締りの徹底**
 - ①自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
 - ②コードラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】
- (2) **違反者に対する指導等の強化**
 - ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発） 【H25年度から実施】
 - ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 【H26年度から実施】
 - ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
 また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 【H26年度から実施】
- (3) **関係機関との連携体制の構築**
 - ①国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 【H25年度から実施】
 - ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示 【H26年度から実施】
 - ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【H26年度から実施】

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止

「春の全国交通安全運動」出発式及び啓発キャンペーンを実施します

[2015年4月28日]

平成27年4月28日（火）発表 県警記者クラブ同時

「春の全国交通安全運動」出発式及び啓発キャンペーンを実施します

愛知県及び愛知県交通安全推進協議会（会長：愛知県知事）は、「春の全国交通安全運動」（期間：5月11日（月）から5月20日（水）まで（10日間））を実施するにあたり、下記のとおり、出発式及び啓発キャンペーンを行います。

なお、今回は、出発式の中で、学校法人西岡学園西城幼稚園と交通安全応援サポーター（愛知県警察委嘱の各市町のマスコットキャラクター）による交通安全宣言及び遊戯、愛知県警察音楽隊による演奏と演技を行います。

1 日時

平成27年5月11日（月）午前8時45分から午前9時40分まで

2 場所

県庁本庁舎正面玄関前

（雨天時：県議会議事堂正面玄関前）

3 内容

(1) 出発式（午前8時45分から午前9時15分まで）

ア あいさつ

愛知県知事、愛知県警察本部長、愛知県議会代表

イ 交通安全宣言及び遊戯

学校法人西岡学園西城幼稚園（西区）及び交通安全応援サポーター（愛知県警察委嘱の各市町のマスコットキャラクター4体）

ウ 愛知県警察音楽隊による演奏と演技

エ 取締部隊の出発

県警白バイ10台、サインカー1台

(2) 啓発キャンペーン（午前9時20分から午前9時40分まで）

ア 県庁本庁舎正面玄関前道路においてサイン板によるドライバーに対する啓発

イ 通行人への啓発物品等配布による啓発活動

※啓発キャンペーンには、知事、マスコットキャラクターも参加します。

参 考（交通安全応援サポーターについて）

・交通安全応援サポーターとは、愛知県警察委嘱の各市町のマスコットキャラクターであり、今回の出発式においては、平成26年度の交通安全における活動が顕著であったとして、愛知県警察本部から「交通安全応援サポーターMVP」の表彰を受けた8体のうち、のんすけ（新城市）、梅子（知多市）、うるん（清須市）、はるちゃん（大治町）の4体が参加する。

・交通安全応援サポーターMVPの8体は、Mioo（南区）、いなりん（豊川市）、トコタン（常滑市）、のんすけ（新城市）、梅子（知多市）、キャベソウ（田原市）、うるん（清須市）、はるちゃん（大治町）。



のんすけ（新城市）



梅子（知多市）



うるん（清須市）



はるちゃん（大治町）

平成26年度特殊車両の取締りについて

- ・道路ふれあい月間関連行事として、特殊車両の取締りを市と警察の合同により抜き打ちで実施する。
- ・場所は特殊車両が通行する経路上で、片側3車線以上かつ直線距離が確保できる道路である金城埠頭線南行き（港区汐止町）で行う。3車線ある内の2車線を規制して取締り（許可証の有無・寸法・重量の確認）を行い、違反者には警告書を渡す。
- ・重量を量る機械及び人員については警察に協力してもらう。機械が水に弱いことから雨天は中止である。そのため予備日は1日以上空けて確保する。
- ・実施に必要な人員（案）は裏面の通り。
- ・道路管理課だけでは人員が不足するため、路政部内で人員の派遣をお願いしたい。例年、道路維持課・道路利活用課・自転車利用課から1名ずつお願いしている。
- ・平成16年度まで毎年8月に実施。平成17年度に行われた万博をきっかけに警察から協力を拒まれ、平成20年度まで未実施。平成21年5月に発生したトレーラー横転事故をきっかけに復活し、平成21～平成24年度は8月に実施。平成25年度は7月31日に実施。道路ふれあい月間である8月をめどに実施しており、今年度は8月6日（水）を実施予定日、8月8日（金）を予備日としたい。
- ・港土木と中川土木と交代で実施しており、今年度は港土木管内にて実施予定。
- ・局経営会議報告事項へ挙げることと記者クラブへの通知を予定している。



特殊車両の通行に関する合同指導取締りの結果について

特殊車両の通行に関する愛知県警察との合同指導取締りの結果を下記のとおり、ご報告します。

記

1 趣旨

道路法では道路や橋などの保全と交通の危険防止のために、一定の大きさ、重さを越える車両（特殊車両）が通行する場合には道路管理者の許可が必要になります。しかし、無許可車両や許可条件に違反した車両が多く通行している実態があるため、不適正な道路走行の是正と、違反車両の運転者等に対する啓発のため指導取締りを行いました。

2 実施日時

平成26年8月5日（火） 13：30～15：30

3 実施場所（裏面のとおり）

名古屋市港区汐止町（市道金城埠頭線／南行車線）

4 実施機関

名古屋市緑政土木局道路管理課（12人）

名古屋市港土木事務所（9人）

愛知県港警察署（5人）

愛知県警察本部第一交通機動隊（2人）

（総数28人）

5 結果

許可	事項	道路法の適用	台数	
有	適正に通行	——	1台	2台
	許可証の条件違反（誘導車の配置の条件に違反）	第47条の2 第1項違反	1台	
	許可証の不携帯	第47条の2 第6項違反	0台	
無	許可を受けていないもの	第47条第2 項違反	3台	
指導取締り総台数			5台	

なお、特殊車両ではない車両で過積載の違反が2台ありました。

実施場所



大型車 重量のある車を通行させているみなさまへ

特殊車両の通行について

道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐために

- 道路を通行できる車両の大きさや重さは下の表のように制限されます。
(道路法第47条2項)
- 制限値を越える車両を通行させるときは道路管理者の許可が必要です。
(道路法第47条の2)

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン)
		○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
輪荷重		5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

* ここでいう車両とは人と貨物が積載されている状態を言います。

(実際に道路を通行する状態)



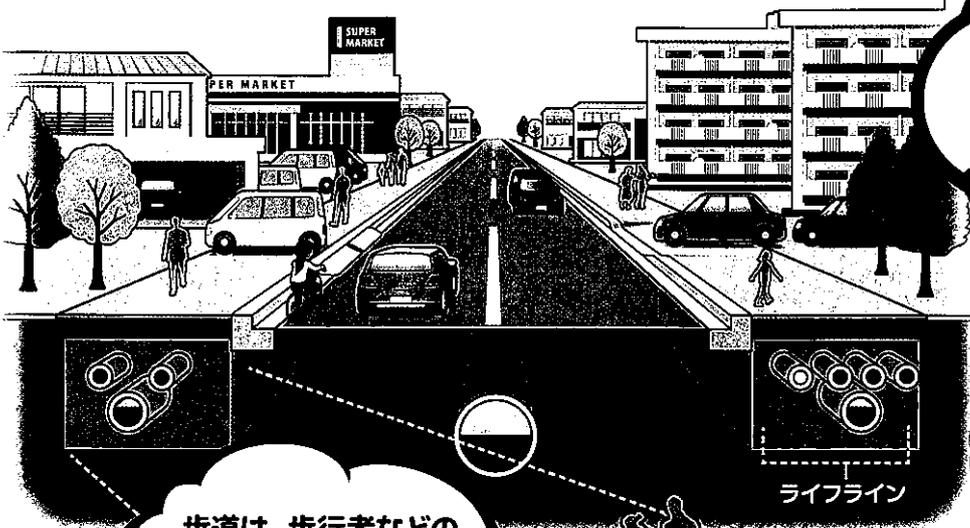
- 違反に対しては行政処分や罰則が科せられます。
マンション建設工事に関する工事用車両が特殊車両違反をしたことが判明し、実際工事が半月程度ストップした事例があります。

路政部
(問い合わせ先) 名古屋市緑政土木局道路部道路管理課 監理係

TEL052(972)2852

FAX052(972)4167

歩道が泣いています



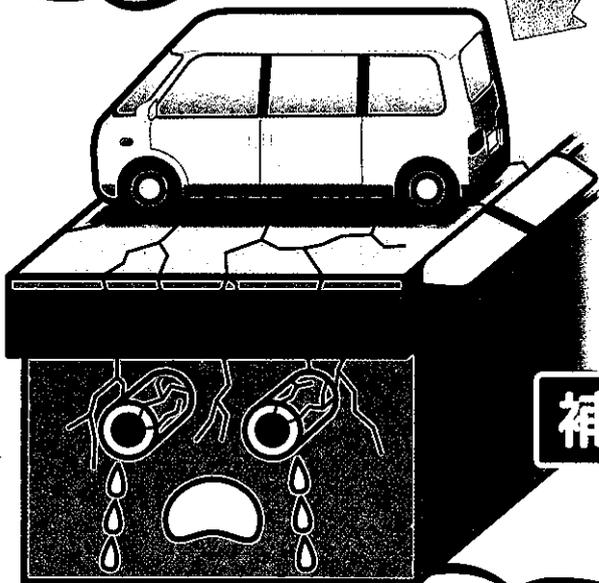
道路は市民みんなの財産。
誰もが安全に使えるように、
歩道を設けて歩行者と車が
別々に通れるように
しているよ。

歩道は、歩行者などの
重さに耐えられるように
作られているよ。

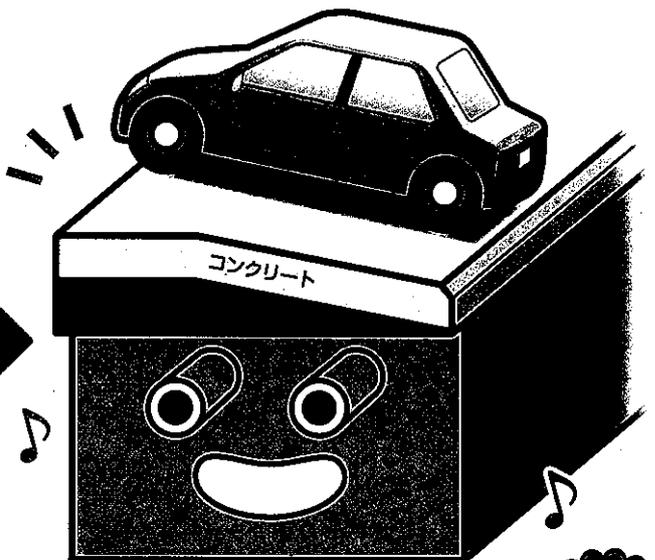
でも、歩道を
補強せずに
車が通ると...

道路の下には、
水道管やガス管など
生活に必要なライフラインが
埋められているよ。

名古屋市緑政土木局
イメージキャラクター
どりよくん

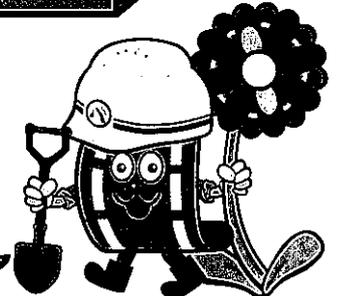


補強!!



車の重さに耐えられず
歩道が壊れてしまうんだ。
道路下の管も壊れて
しまうよ!

コンクリートで
補強した
乗入れ施設なら
車が通っても
平気だよ!



【1. 各休憩施設におけるイベント時に重量超過等車両の防止啓発】

・車両制限令を違反することにより、道路の老朽化を進めるだけでなく、運転手にとっても危険が及ぶということの啓発活動を実施。

【2. リーフレットによる啓発】

・車両制限令遵守の徹底を促すリーフレットを作成し、荷主、運送事業者、運転手の方へ道路を大切にするように訴えかける。

リーフレット啓発内容



●車両制限令遵守

【3. MIBによる啓発】

・車両制限令違反により、道路の老朽化を進めることや、運転手にも危険が及ぶことの広報をMIBにより行う。



【4. 情報提供施設を利用した広報】

- ・広域情報板や各インターチェンジの入口情報板、ハイウェイラジオ、ハイウェイテレフォンなどを有効活用し、重量超過等車両の防止啓発について、お客さまに効果的に伝わるように広報啓発活動を実施する。

アイテム・提供テーマ	重量超過等車両の防止啓発
広域板、入口情報板	重量超過は重大な交通事象に直結！
ハイラジオ・ハイテレ	さて、道路上では決められた重さ・大きさ以上の車は走行できません。重大な交通事故につながりますので、必ず法律で定められた範囲内の重さ・大きさの車両のみ通行してください。

【5. エリアコンシェルジュ及び情報センターでの放送内広報】

- ・エリアコンシェルジュによる管内放送で、重量超過等車両の防止啓発についての交通安全啓発を行なう。
- ・道路交通情報センターに重量超過等車両の防止啓発に関して、ラジオスポットでの広報を依頼する。

「道路上では決められた重さ・大きさ以上の車は走行できません。重大な交通事故につながりますので、必ず法律で定められた範囲内の重さ・大きさの車両のみ通行してください。」

平成27年春の全国交通安全運動実施報告書

名古屋高速道路公社

No.	施策・行事名	月日	施策・行事の内容等	主催	備考
1	情報板等の掲出	期間中	情報板及び車載標識(啓発用品配布時)に「交通安全運動実施中」と掲出。	公社	
2	啓発用品配布	5月11日(月)	高針料金所にて啓発用品及びチラシを配布し、安全意識の高揚を図った。	公社 管理隊(*) 高速隊	
3	違反車両取締	5月11日(月)	高針料金所にて軸重、長さ、幅、高さ違反車両取締。積載不良車両への指導を実施。	公社 管理隊(*) 高速隊	
4	館内放送	期間中	館内放送による交通安全呼びかけ。	公社	
5	横断幕による広報	期間中	交通安全を促す内容の標語「思いやりゆとりは無事故へ つづく道」が入った横断幕を掲出。	公社	
6	セーフティ・ハイウェイ愛知	5月19日(火)	刈谷ハイウェイオアシスにて愛知県高速道路交通安全推進協議会が主催した交通安全キャンペーンを実施した。	公社 高速隊(*1) NEXCO中日本 高速道路交通安全協議会	
7	道路巡回車による広報	期間中	巡回中に「制限速度を守ろう」を車載標識に掲出し、渋滞の中を走行しているときには「渋滞中走行注意」を掲出し、お客様の安全運転を促す。	公社	
8	ホームページによる広報	期間中	ホームページに交通安全運動の期間及び重点項目等を掲出した。	公社	(別紙)

(*) 管理隊：一般財団法人名古屋高速道路協会 交通管理部 交通管理隊

平成27年春の全国交通安全運動について(タイトル)

5月11日から20日まで、春の全国交通安全運動を実施しています。

【運動の基本】

○子どもと高齢者を交通事故から守ろう！

【取組重点】

○自転車の安全利用を進めよう！

○全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう！

○飲酒運転を根絶しよう！



レジャーやアウトドアシーズンとなり、交通事故の発生が心配されます。現在公社では、交通死亡事故非常事態を宣言し、交通事故の抑止活動に取り組んでいます。

この全国交通安全運動期間に、一人一人が交通安全意識を高め、交通事故の防止について考えてみましょう！



春の全国交通安全運動期間中の5月11日(月)、高速道路交通警察隊及び名古屋高速道路協会の協力を得て、高針料金所にて交通安全に関する啓発物品を配布し、のぼりを掲げてお客様に交通安全を呼びかけました。

また、高速道路本線上においても、交通安全運動期間中、横断幕を設置し、注意を呼びかけています。

また、同料金所において、高速道路交通警察隊と合同で取締を実施しました。

規定の積載重量を超えて貨物を積むことで、車両の横転や積荷の落下などの危険があり、重大事故を引き起こす要因にもなりますので、過積載や重量違反は止めましょう！ 過積載でない場合であっても積荷はしっかり固定し、落下のないように注意しましょう！

当ホームページでドライバーに[交通安全情報](#)を提供しておりますので、ご覧下さい。車を運転する際は、交通安全とマナーの向上にご協力をお願いします。

平成26年年末の交通安全県民運動について



12月1日から10日まで、年末の交通安全県民運動が行われています



【運動重点】

- 飲酒運転を根絶しよう
- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう
- 全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう



年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。また、忘年会などで飲酒の機会も増えることから飲酒運転による事故が懸念されます。さらに、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなるため、夕暮れ時から夜間にかけて、特に高齢者が犠牲となる交通事故も心配されます。

この期間に、一人一人が交通安全意識を高め、交通事故の防止について考えてみましょう！



年末の交通安全県民運動に先駆け、11月28日(金)、高速道路交通警察隊及び名古屋高速道路協会の協力を得て、清須料金所にて交通安全に関する啓発物品、[H25 事故状況のチラシ](#)等を配布し、旗を掲げて交通安全を呼びかけました。

高速道路本線上においても、交通安全運動期間中、横断幕を設置し、交通安全の啓発を行います。

また、同料金所において、高速道路交通警察隊と合同で取締を実施しました。

規定の積載重量を超えて貨物を積むことで、車両の横転や積荷の落下などの危険があり、重大事故を引き起こす要因にもなりますので、過積載や重量違反は止めましょう！ 過積載でない場合であっても積荷はしっかり固定し、落下のないように注意しましょう！



当ホームページでも[交通安全情報](#)を提供しておりますので、ご覧下さい。車を運転する際は、交通安全とマナーの向上にご協力をお願いします。

名古屋高速の車両制限について

車両制限令による最高制限

車両制限令に定める重量や寸法を超えた車両は通行できません。

ただし、道路管理者の通行許可を受けた車両は除きます。

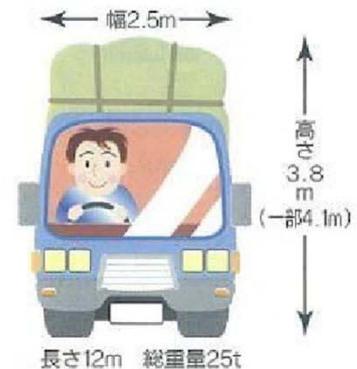
許可なく、または許可条件に反して下記の制限を越える特殊車両を通行させた者、または道路管理者の命令に違反した者などに対しては、[罰則](#)が定められています。

〈重量〉

- ・ 総重量 25 t
- ・ 軸重 10 t

〈寸法〉

- ・ 幅 2.5 m
- ・ 高さ 3.8 m (一部の路線 4.1 m)
- ・ 長さ 12 m



※都心環状線、1号楠線、2号東山線、3号大高線、4号東海線、5号万場線、6号清須線、11号小牧線、16号一宮線は、総重量25 tまで許可無く通行できます。(重さ指定道路)

※都心環状線、1号楠線、3号大高線、4号東海線、6号清須線、11号小牧線、16号一宮線は、高さ4.1 mまで許可なく通行できます。(高さ指定道路)

また、次の要領等に基づき、違反通行者に対する警告や是正指導、名称の公表等を行います。

[特殊車両等の通行に関する取締要領](#)

[特殊車両等の通行に関する取締要領の細部取扱い](#)

[行政処分等の発出基準](#)